

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

10. 会議の経過

令和7年3月10日（月）午前10時00分開議

○委員長（木村得道君） ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

初めに飯塚誠委員から本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案9件、請願1件、閉会中の継続審査となっており、陳情1件について審査いたします。

これより請願について審査いたします。

請願第8号、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出に関する請願書について。

本件につきましては、請願者から意見陳述したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第8号を審査するに当たり、成宮八重子さんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（木村得道君） 成宮さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは成宮さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（成宮八重子君） 本日はお時間いただきましてありがとうございます。成宮と申します。一般社団法人あすにはという団体で、選択的夫婦別姓を推進する活動を行っております。

本日、私、選択的夫婦別姓について、私自身は法改正を望んでおります。しかし、反対の意見があることも存じております。国会議員の中には、議論自体を望まない方もいらっしゃるようです。国会での議論が活性化するように意見書の提出をお願いいたします。

選択的夫婦別姓について御説明いたします。

現在の制度では、夫か妻かどちらかが氏を変えなければ結婚できませんが、それでは夫婦どちらも改姓を望まない方は結婚できません。どちらも改姓なしに結婚できる制度が選択的夫婦別姓です。

改正したくない理由は人それぞれです。名前はアイデンティティで自分の一部だと感じている人も多く存在します。私のように一人娘で実家の姓を残したい人もいます。

私の先祖は滋賀の近江商人です。私が結婚改姓したため、代々の家系図を子孫へ残せなくなってしまいました。一人っ子同士の結婚が増えている今、法改正が求められています。また、改正によって過去の実績が現在の姓にひもづかなくなってしまうことによる不利益、特に研究者の方が困っています。

20代から30代の独身女性が結婚したくない理由として、4人に1人が改姓したくないからと

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

回答しています。日本は結婚しなければ子どもを産まない国です。事実婚の増加や非婚化を食い止めるためには少子化はさらに進んでしまいます。

旧姓使用を拡大すればいいではないかという意見もあります。しかし、旧姓使用を認めている企業は半数以下です。企業の人事、総務の負担が重いからです。銀行でも旧姓の口座をほぼつくれません。マネーロンダリングの危険があるからです。個人事業主のメンバーが旧姓口座をつくりに行きましたが断られました。彼は旧姓で仕事をしていますが、振込口座の名義が妻の氏であることを毎回説明しなければなりません。

特に問題なのは、海外で仕事をしている方です。パスポートが身分証明だからです。例えば JAXA に勤務されているメンバーは、旧姓で仕事をするために 6 回のペーパー離婚をしています。国連などの国際機関でもパスポート名でしか仕事できません。日本のパスポートは旧姓を括弧書きで追加できるようになりましたが、それは紙の上だけのことです。肝腎の IC チップには戸籍姓しか登録できません。括弧が IC チップに入らない情報だからです。IC チップの情報と紙面上の記載が異なることで偽造パスポートを疑われ、入管でトラブルになるかもしれないということを外務省がホームページで注意喚起しています。

また旧姓では航空券の予約すらできません。経団連が女性役員を対象に行ったアンケートでも、約 9 割が旧姓の通称使用に限界を感じており、経済団体からも早期実現を政府に働きかけています。

夫婦別姓では子どもがかわいそうという意見も聞きますが、実は日本には別姓家庭がたくさんあります。離婚家庭、再婚家庭、国際結婚、事実婚、養子家庭などです。これらの子どもたちに聞いても、かわいそうではないと証言しています。家族の絆は氏ではなく愛情によって保たれるものです。

国連女性差別撤廃委員会は、95%の女性が結婚改姓をしている現状を女性差別とみなしてきました。夫婦同姓は明治31年にドイツの法律を手本として制定されたキリスト教的な男性優位の思想に基づくものです。そのため各国で女性差別をなくすための法改正が行われてきました。とうとう夫婦同姓を強制する国は世界で日本だけになってしまいました。

最高裁判所は、夫婦同姓規定を合憲としましたが、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないと述べています。最高裁判所の判断趣旨のとおり国会での議論が活性化するよう、我孫子市議会から意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（木村得道君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

○委員（西川佳克君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

何点かちょっと確認させていただきたいんですが、こちらの法人のあすにはというこの法人の中で、全国会員800人というふうに以前資料を頂いているんですが、現在も800人で活動されているのかという点と、それから全国的にどういう自治体に、またこのお願いをしたりしているのか、その活動内容等々ちょっとお聞かせ願いたいんですが、お願いいたします。

○参考人（成宮八重子君） ありがとうございます。

私たちは2018年に選択的夫婦別姓全国陳情アクションという任意団体からスタートしました。これは、代表の井田奈穂が、今のXで昔のツイッターでですね、ツイッターで呼びかけたところ、全国から私もそう思うと、私も何とか法改正したいという人たちがSNSでつながった団体です。ですから実際に会っていないという方も結構かなりの数いらっしゃるんですね。その頃からどんどん増えていって、今実は900人を超えました。それが登録メンバーということになっています。

実際その中で、例えば平日休んでこの場に来られるとか、実際にアクティブに活動できるメンバーというのは限られています。全員が動いているわけではありません。ただ毎回メールを送ったり、時々返信が来たりというような方もいらっしゃいますし、全くなかなか音信不通になってしまう方もいらっしゃいます。つまり、5年前に活動した方で、もう結婚が無理だと諦めて離れてしまった方もいらっしゃると思いますし、亡くなった方もいらっしゃるかもしれません。そのようなことで、実際の活動実態というのは、1割程度が実際に動いている感じですね。

ただ、強みとしては人数が多いということと、あと全国にわたっているということです。土曜日、国際女性デーで、全国で一斉にアクションしましょうと呼びかけましたら、全国13か所、北海道から沖縄まで、同じ紫のプラカードを持って、選択的夫婦別姓、マイネーム・マイチョイスというプラカードを持ってアピールいたしました。東京でも100人弱集まったかと思います。

活動内容は主に、各地元の自治体の議会に、こういった陳情活動を行っています。私の場合は中野区、東京都に住所があるんですけども、父が千葉で勤務をしていたこともあって、御縁を感じてこちらで活動もさせていただいています。大体お分かりになりましたでしょうか。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

活動されている中身のほうは分かったんですが、もう、少しお聞きしたいのは、先ほど言った各自治体での活動というふうに、例えば法人の幹部の方たちが活動されている中で、全国の自治体に、この同じように活性化を求める意見書を出されたのは、どれぐらいの数なのかお聞きしたいんですが。

○参考人（成宮八重子君） ありがとうございます。

全国今自治体が1,700近くあると聞いていますが、実際に提出されている意見書は460です。そのうち、例えば3回、4回と出してくださっている自治体もあります。なので、純粹に自治体単位で数えると360ぐらいかなと思いますね。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

逆にいろいろな自治体がありまして、全く出ていない自治体もあります。特に九州のほうは難しいです。あとは、例えば香川、あとは北海道の十勝地方、この2つの地域については、全自治体、県と市町村、可決していきまして、香川県は香川県全部で意見書が出たということで、お祝いのイベントをしました。国会議員の方にもいらしていただいています。

○委員（西川佳克君） 最後になりますが、先ほど冒頭で、これは法改正が先だというような形の国会議員の方で意見が割れているというのを私も認識しているんですが、今後、今その自治体460提出して、360の自治体が賛成というか、前向きにされているということですから、法改正については同じように進めていかれるということの理解でよろしいでしょうか。

○参考人（成宮八重子君） すみません、同じようにされているというのは、つまり私たち、まず、国会議員に訴えたいんですけども、もちろん法を決めているのは国会なので。でもなかなか会っていただくことって難しいんですね。なので、まず地元の方から御理解をいただいて、地元の市議会議員さん、県議会議員さんから、そこの地元の国会議員さんに呼びかけていただく。市民でも、ここの例えば東京ではなく、都会ではなく、本当に香川とか地方の中でもこの制度を求めている人がいるんだということを国会議員に分かっていただくという活動をしています。

あと今は、ダイレクトに国会議員さんにも面談依頼をしています。

あとは国会、政党別に、先日も立憲民主党や国民民主党の先生方にも勉強会をさせていただきまして、当事者団体としては、これに関する当事者団体として最大の団体ですので、いろいろなサンプルといいますか、困り事が集まっていますので、御説明にお伺いしております。

○委員（深井優也君） ありがとうございました。

勉強会をしているということと、あと各自治体でも活動しているというところでもうちょっと聞きたかったですけれども、まず我孫子市でこちらのあすにはさんの活動をされている人というのは、何人ぐらいいるか把握されているんでしょうか。

○参考人（成宮八重子君） 我孫子市で活動しているというのは、我孫子市の住人ということでしょうか。申し訳ありません。我孫子市では誰も登録がありません。

○委員（深井優也君） 承知しました。

今回我孫子市議として国に求めるというところなので、我孫子市民の話も聞きたいなと思っていただんですけども。どうしても私の知る限りでは、そんなに必要としている人がちょっと私の交流関係の中にはなっちゃうんですけど、いらっしゃらなかったの、どう考えていいのかなというふうに思っていて。勉強会もやられているということなので、ぜひ我孫子でも勉強会を開いてもらって、本当にどれぐらい求められているのかなというのをぜひ知りたいなというふうに思っております。

私の中では、先ほど発言としてあったんですけども、自分の子どもが名前変わっちゃうの嫌だ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

など、そういう方は変えないんでしょうけれども、やっぱり何か家族とのつながりというところ、先ほど愛情だということはおっしゃっていたんですけれども、一方で形で見られちゃうという現実もあるのかなというふうに思って、そのつながりというのが名前だけでというのは僕も思っていないんですけれども、お話しされたとおり国際結婚も増えていますし。そういったところも考えると、ちょっと安易に、本当に変えることによって、子どもに何か影響が出ちゃわないかなというところがすごく懸念事項としてありますので、ちょっと今まだ私のほうはどう確認していいかなというふうに考えているんですけれども、今回はあくまでも国に議論の活性化を求めるというところだと思うんですね。

これって先ほど地方でもこれが求められているということを訴えていきたいということを言っていたと思うんですけれども、これ選択的夫婦別姓を求めている人が多いですよ。我孫子市はそういう人が多いと思っていますよということを言いたいというか、というかそういうふうに使うことはないですよ。あくまでも議論を進めるというところで各自治体がやっていますよということで、選択的夫婦別姓を地域の人全員が求めていますよみたいな感じの言い方にはしないという認識でいいのでしょうか。

○参考人（成宮八重子君） もちろんそのとおりです。そう思っていたいて結構です。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

すみません、もう一度になっちゃうんですけれども、私も子どもがいるので、やっぱり子どもの影響でというところで、先ほど幾つか御説明いただいたと思うんですけれども、ちょっとその子どもに関する影響とか把握とか、その辺もう一度分かる範囲で伺えたらありがたいんですけれども。

○参考人（成宮八重子君） ありがとうございます。

私は、この法改正を望んでいて、その立場から申し上げることになりますが、子どもがかわいそうというのは、いつも出てくる話題なんですね。いつも出てくる言い訳なんですよ。

私が派遣で働いてきたんですけれども、働くとき子どもがかわいそうと言われました。何か女性が社会に進出するとき、何かを変えようとするときには、子どもがかわいそうと言うんですね。例えば、お父さん働かないで、お父さんが大好きな子どもが、ずっとそばにいて働かないでって言ったら、皆さんどうしますか。ああ、かわいそうだから働かないって言いますでしょうか。何か子どもがかわいそう、子どもは、そうですね、本当に母親さえ我慢すれば子どもはかわいそうじゃないんだというのは、典型的な何か女性蔑視の発想のような気がしています。何かを遅らせるために、何かを反対するために使われる文言が、子どもがかわいそうだと私は思っているんですね。

実際どうだか分かりません。そう思われる方もいらっしゃるでしょうと思います。

子どもに関しては、子どもの姓は15歳になったら自分の意思で変えることはできます。氏の変更は親の許可なしにできるようになりますので。やっぱり名前を母親と一緒にしたかったら母親に

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

する、父親と一緒にしたかったら父親にする、そういうこともできるようになる。法改正後はそうなります。今、もし、事実婚家庭が実際にはあるんですけど、氏が変わえられなくて事実婚、法律婚ができていないカップルがいますが、そういったところの子どもさんっていうのは、どちらかの戸籍に分かれ、父親の戸籍か母親の戸籍がどっちかに入っているわけです。それ、子どもかわいそうじゃないでしょうか。

法改正されたら、選択的夫婦別姓が実現されたら、一つの戸籍の中に、お父さん、お母さん、子どもが入ることができるんです。つまり、今、同一戸籍同一氏という原則になってしまっているんですね。民法750条というのがありまして、一つの戸籍の中には一つの氏しか認めないという法律なんです。法律がそう実際に規定しているわけじゃないんですよ。ただ実質的にそうなっているんです。ところが別の名前もその戸籍に入れられることができたなら、それはそれで子どもも安心するといいますか、法的に認められるんですね。

今、子どもがお父さんと一緒の名前で、お父さんに親権があった場合、お父さんが亡くなったら、お母さん、法的に関係がないことはないんですけども、不安定な関係ですね。逆に言うと母親と同じ姓になっているお子さんは、父親等の結びつきが分かりにくいんですね。何かあったときに、お母さんの子どもになっている人が、お母さんが死んじゃったときに、お父さんが親権を取れない可能性もあるわけですよ。法的に規定されていないんですよ。

それらの子どもの人権を守るためにも、この制度があったほうが子どもはかわいそうじゃないと思います。

○委員（椎名幸雄君） この運動というか、皆さんにお話をしていることが、かなり長い間やられておりますよね。ただ、これは例えば、国会だとか、あるいは政党間だとか、その辺でいろいろな議論がされていますけれども、果たして今度国民というか、市民全体でどの程度このことについて理解をして皆さん思っているか。ほとんど私の耳の中に入るのは、一般市民の方がこれについてどうだこうだというようなあれはない。今まででいいんじゃないのというようなことが多く聞かれた。

特には私どもは田舎というか、まちの中でも外れのほうですから、農家の家庭が非常に多いものですから、特にそういう声というか、ほとんどこれについて、こんなことあるのというような感じで、認識はほとんどないというような状態ですけども、これについてなかなか議論が進まない国民の間で、市民の間で議論が進まないというのは、なぜなのか。その辺はどのように御認識をいただいているんでしょうか。

○委員長（木村得道君） 成宮さん、答えられる範囲でいいです。

○参考人（成宮八重子君） ありがとうございます。

2つあります。1つはマイノリティーだからです。それを望んでいる人が必ずしも多くないからです。ただ、これというのは、よその家庭が別姓でもいいよって、いいかどうかの話なんです。望

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

んでいる方は恐らく国民の1割ぐらいかもしれません。1割いるか、いないか分かりません。

主に困っているのは女性です。95%女性が改姓している中で、困っていない女性もたくさんいます。ところが、女性が社会進出にするに当たって、例えば海外で働こうとするときに、旧姓じゃ本当に駄目なっていう事例はたくさんあるんですね。例えば国連のビルに入れないんですよ、旧姓では。自分で活動している名前のパスポートを持っていないと入れない。そういった困り事がどんどん出てきてしまっていて、そのようなレベルで、私もそんな海外で働いているわけではないのですが、そのようなレベルで困っている人というのは、必ずしも大多数ではなくて、マイノリティーなんですね。

例えば、私たちが言っているのは、階段にスロープをつけろと言っているだけなんです。つけてほしいって言っているだけなんです。車椅子を使っている人、少ないじゃないですか。ああ、車椅子あってもいいんじゃない、あったら助かる人がいたら、あったらいいんじゃないって言ってくれる人は賛成してくれるし、別に反対もしないんです。

ところが、車椅子つくっちゃ駄目だよという方がいらっしゃるんですね、一部。それは、どういう理由か、何か信念があって反対している方が若干数いらっしゃるって、それがかなり声の大きな団体だったりするものですから、法改正がなされていない状況です。

また、国会議員に男性が多いんですね。改姓した方が少ないんです。改姓することによって生じる問題というのがとても分かりづらいんですね。もし国会議員が半数が女性だったら、この法改正はすぐにされていると思います。

また、結婚で改姓される方が半数が男性だったら、この法律もすぐに改正されていると思います。皆さんお困りになると思いますので。皆さん、想像していただきたいんですけど、例えば今、結婚しますって言ったときに、名前を変えなきゃいけないとなると、どれだけ御負担が生じるのでしょうか。60歳で結婚される方もいらっしゃるわけですね。そういった方々が実際に困ることが発生すると思うんです。名前変えないで結婚できたらいいよね。ただそれだけのことなんですけれども。なかなか理解されないこともあると思っています。

お答えになっていましたでしょうか。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

請願第8号、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出に関する請願書について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（高木宏樹君） 委員の皆さん、貴重なお時間をいただきありがとうございました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

今、成宮さんから御説明のありました請願について、私からの意見を述べさせていただきたいと思います。

冒頭、彼女は御案内のとおり、この選択的夫婦別姓を推進する側の立場の方でありますので、今日は請願者の意見としては、夫婦別姓を早期実現を望むというような話でありましたけれども、ちょっと冒頭、改めてちょっと今回の請願について整理をさせていただきたいと思うんですけれども、今回の請願書というものは、そもそもこの選択的夫婦別姓制度の議論を国会において活性化させてもらいたいという請願になっておりますので、その点はまず、私から申し添えたいと思います。

といいますのも、平成27年最高裁判所において、また直近ですと令和3年の6月に、この請願書にも書いてあるんですけれども、選択的夫婦別姓制度について国会で論じ、判断されることにはほかならないという判決が出ていることを踏まえ、まずはこの賛否を国会で議論をしてもらいたいというのが、この請願の趣旨になっております。

今、深井先生からも御質問がありました。我孫子でこのあすにはの会の方がいらっしゃるかというような話がありましたけれども、今回、私とこのあすにはさんの縁は、私の同級生になるんですけれども、小中の同級生の弁護士で、今、船橋市で事務所を開業されている方がいるんですが、その方を介して、この成宮さんとお会いをしました。また違う弁護士の方がいらっしゃるんですが、その法律事務所で働いている方が、またまた私の息子が属している野球チームのコーチをやっている方がまた弁護士の先生で、その方が属されている事務所でもあったものですので、親近感を持ってお会いをさせていただいております。

彼女は夫婦別姓の推進派であります、片や一方で、今、椎名先生からも御指摘がありましたように、私としては、この夫婦別姓制度には慎重な立場をとっているものであります。といいますのも、日本の国家観でありますとか、家族観、歴史観、ひいては宗教観、そういったものも踏まえて、極めてこの制度には慎重に議論するものであらうと思うんですが、片や、この最高裁の判決にもありましたけれども、国会で議論するべきであるという判決が出ている中において、この夫婦別姓制度の是非を国会で論ずることを否定するべきものではないんじゃないかなと。その点については、この請願者の団体の皆さんとも、大いに共感をするところでありましたので、今回この請願の紹介議員にさせていただいているところでもあります。

我孫子市議会も、この我孫子市において議論をする場でありますので、各先生方におかれまして、国会で議論するなというのはあまりにも乱暴なのではないかなという点については、御理解と共感をいただければなと思っておりますので、何とぞこの請願に採択いただければと思うところがあります。

以上になります。

○委員長（木村得道君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

請願者と意見が逆というところで、今回紹介議員になられたというところで、面白いなと思いました。

私もどちらかというと、ちょっと考えているところ、慎重な立場を僕も取っているところではあるんですけども、おっしゃられたとおり議論するというところに関しては理解というか、国会でもというふうになっている形ですから、私も賛同できるかなというふうには思いますので、あくまでも、確認ですけど、これ我孫子市だけにかかわらず、もう議論をするということで請願者のほうの気持ちで、選択的夫婦別姓を望んでいる自治体がこんなにあるよというのは、我孫子市に限らずどこのところでも、これは出ていたとしても、そういう方向には持っていけないというところは、大丈夫なんですよ。

○紹介議員（高木宏樹君） 深井先生、御質問いただきましてありがとうございます。

おっしゃるとおりで、この請願が我孫子市として夫婦別姓を推進しようというのではなく、あくまでもこれを国会で議論してくださいということを議会として示していただく、そういうものだと思っておりますので、その御理解でよろしいんだと思います。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

では、請願第8号、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出に関する請願書について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

請願第8号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時43分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

次に陳情について審査いたします。

閉会中の継続審査となっております陳情第2号、政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を求める陳情について、発言があれば許します。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（佐々木豊治君） 前回、この方、安藤さんが来られたときに、この沿線では柏市とか鎌ヶ谷市とか、4市の方からいろいろ参考に聞いたということを私ども受け止めているんですね。

だからその後、当然これは各市の動向というのは私は分かりませんが、どのような状況で今現在、もし参考に今話したことで分かれば、委員長、ちょっと分かれば。どういう状況だったのか。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時48分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○委員（深井優也君） 前回のときに政党機関紙の庁舎内勧誘が禁止行為であることの確認を求める陳情という件名に対して、要旨のほうではハラスメントのことというところで、結構内容が違っちゃっているよねというところで継続審査になったかなと思うんですけど、今回追加資料をいただいたものがあつたんですけど、これについてももうハラスメントのことについての内容がほとんどだったので、結果的に、請願者の方はハラスメントのことについて言いたいんだなということでは理解しているんですが、我々としてはその件名のところで、庁舎内での勧誘が禁止行為であるというところで判断せざるを得ないのかなというふうに感じているんですけど、その認識ですので、私はそのように判断いたしました。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

陳情第2号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時53分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

請願及び陳情に対する討論はありませんか。

○委員（西川佳克君） 私は、陳情第2号に対して反対討論をさせていただきたいと思います。

総務企画常任委員会では、2月7日に所管課である資産管理課職員との勉強会を開催し、庁舎管理規則と禁止行為についての概要、庁舎内の勧誘行為に関する許可申請手続の現状、また政党機関に関する職員アンケートや市民団体からの要望書を踏まえて、変更や徹底を行った事務について確

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

認をしました。これは陳情者による内容のものも勉強会によって行いました。

そして、今後、政党機関紙の庁舎内の勧誘を行う場合は、庁舎利用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けた上で、平日の昼休み時間のみの許可となり、また職員本人の購読の意向及び希望する購読期間を確認した上で契約を取り交わすことが前提となるということも確認されました。

よって、こちらの政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を認める陳情に関しては、願意妥当として認められないと思います。

以上です。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

これより順次採決いたします。

初めに請願第8号、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出に関する請願書について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（木村得道君） 起立全員と認めます。

よって請願第8号は採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、閉会中の継続審査となっております陳情第2号、政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を求める陳情について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（木村得道君） 起立なしと認めます。

よって、陳情第2号は不採択とすべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時04分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第1号、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長補佐（松島陽子君） 議案第1号、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案書の1ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

人事院勧告を考慮し、給料月額の見直し、昇給区分の見直し、配偶者及び子に係る扶養手当の見直し、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大などを行うとともに、給与の適正化を図るため、給料を減額する特例措置に関し、職務の級が6級の職員については廃止し、7級及び8級の職員については、減額割合を改定するため、条例の一部を改正するため提案するものです。

改正内容については、議案資料に基づき説明いたします。

議案資料の1ページを御覧ください。

今回の改定は大きく2点になります。

まずは令和6年人事院勧告に伴う改正について説明いたします。

国家公務員の行政職俸給表の改定に準じて、市の給料表を改定します。

改定内容ですが、3級から7級までの給料月額について、初号近辺の号給をカットして、各級の初号の額を引き上げます。

図1で、各級に小さく記載しているのは、改定後の号給となります。例えば6級では、現在の13号級が新しい給料表では1号給になります。

給料表は号級が上がるにつれて、図では、下に行くにつれて金額が上がっていますが、今回の改正ではカットする号級と記載されている図の上のグレーの箇所、3級の場合は1号級から4号級の給料が低いほうの号給をカットして、全体的に給料月額を引き上げます。これにより若手中堅優秀者の早期昇格時の給料月額を改善します。8級については、より職責を重視した給与体系とするため、大幅に見直します。

昇格により給与が大きく上昇する仕組みとするため、初号の額を引き上げつつ、号給間の職務の級間の水準の重なりを解消します。号給間の給料月額の差についても、平均で1,350円から3,775円に引き上げ、これまで8級は45号級までであったものが9号級になります。

図2を御覧ください。

薄いグレーの四角は改定前、黒の四角は改定後の給料表を示しています。

現在は7級の給料表と8級の給料表に給料月額の重なりがありますが、改定後は給料月額の重なりがなくなります。そのため7級から8級に昇格することにより、給与が大きく上昇する給料表となります。

議案書18ページを御覧ください。

この給料表の改正に伴い3級以上の全職員について、議案書18ページから記載の附則別表の号給の切替表を適用し、令和7年4月1日に号給を変更します。

次に、議案資料2ページを御覧ください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（２）昇給区分の見直しについてです。

（１）の給料表の改定に伴い、昇給区分についても見直します。現在は５級までの職員と６級以上の職員で昇給区分を分けていましたが、６級及び７級の職員についても５級までの職員と同じ昇給区分とし、６級及び７級の職員の標準成績時の昇給号給は３号級から４号級に変更します。また、８級職員については昇格による給与上昇を基本とするため、標準成績時の昇給を停止します。

なお、成績優秀者については昇給し、さらなる給与上昇を確保いたします。

次に（３）扶養手当の見直しです。

配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会情勢の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるため、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を１万円から１万３，０００円に引き上げます。この改定は資料に記載のとおり、令和７年度から２年間で段階的に実施します。

次に、（４）管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大についてです。

勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日深夜に係る支給対象時間帯について、これまで午前０時から５時までとしていたものを午後１０時から翌日午前５時までに拡大します。

なお６時間を超えた勤務となった場合には、イの図に記載のとおり１．５倍の手当を支給します。

（５）定年前再任用短時間勤務職員に対して、新たに住居手当を支給します。

支給金額や支給要件は一般職員と同じとします。

以上が令和６年人事院勧告に伴う改正です。

次に、給料を減額する特例措置の改正について説明します。

現在、市では財政状況を考慮し給料の独自削減を実施しています。その減額割合を６級については撤廃し、７級及び８級については２％から１％にしようとするものです。

対象となる職員数は１６４名で、内訳は（２）の表にあるとおりです。

（３）の表は独自削減の経緯です。平成２２年度から開始し、今年度で１５年目となります。

（４）は、平成２１年度からのラスパイレス指数と政令指定都市の千葉市を除いた県内順位です。令和６年度のラスパイレス指数は１００．０で、５３団体中２５位となっています。

これらの改正に伴う一般会計への影響額は、１，７２７万７，０００円です。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第１号に対する質疑を打ち切ります。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課主幹（鈴木由美君） 議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について御説明します。

議案書23ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

刑法の一部改正により、令和7年6月1日から懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の関係条例について所要の整備をするため提案するものです。

今回の法改正の趣旨は、各受刑者の特性に応じ、その改善、更生及び再犯防止を図るために、必要な作業を行わせたり必要な指導を行ったりすることができるよう、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとするものです。

24ページを御覧ください。

その規定中、懲役または禁錮について定めのある条例7本を一括して改正します。

対象となる条例は、第1条、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例、26ページ、第2条、我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第3条、我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例、30ページ、第4条、我孫子市環境条例、36ページ、第5条、我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、第6条、我孫子市個人情報保護法施行条例、37ページ、第7条、我孫子市議会個人情報保護条例です。

また併せて、条例で引用する法律の改正に伴い生じた条項のずれの修正、国において法令における漢字使用等の取扱いが改められたことなどに伴う用事・用語の整理も行います。

39ページ、附則を御覧ください。

この条例の施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日である令和7年6月1日とします。

附則第2項から第5項までは経過措置です。

第2項は、施行日前に行った行為は、改正前の規定と同じように取り扱うこと。

第3項は、懲役または禁錮に処せられた者または起訴された者は拘禁刑に処せられ、または起訴された者とする。

第4項は、拘禁刑に処せられた者について、他の条例の規定により、なお従前の例によるなどとされた場合、拘禁刑に処せられた者とみなすことを定めています。

40ページの附則第5項は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置です。

この規定中、給与条例第20条の3は、期末手当の支給の一時差止めに係る規定です。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

期末手当の基準日前一月以内に離職した場合でも手当は支給されますが、手当の支給日の前日までに離職した職員が、離職日から支給日の前日までの間に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、懲役または禁錮の刑が定められた罪について起訴をされ、判決が確定していない場合、手当を一時差し止めることができることとなっています。

この規定について、施行日以後は拘禁刑が定められた罪について起訴されたものとして、手当を一時差し止めできるというものです。

また、期末手当の一時差し止め処分を受けた者が、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、手当の基準日から起算して1年を経過した場合は、一時差し止め処分を取り消す規定に関し、この場合の起訴が禁錮以上の刑が定められた罪について、拘禁刑が定められた罪について起訴されたものとみなして一時差し止め処分を取り消すというものです。

なお、この場合でも、現に逮捕されているときや、手当の一時差し止め処分を取り消すことが一時差し止め処分の目的に明らかに反すると認められるときは、処分を取り消さないことができることとなっています。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許しますが、関係条例の中に議会関係の条例もありますので、そちらについては議会運営委員会のほうでも議論しておりますので、そこは御配慮いただきたいことと、ほかの関係条例の中で、もしこちらじゃなく所管課にもし確認したい場合は、一回休憩させていただいて確認をさせていただくという作業になりますので、御理解いただければと思います。

では質疑を許しますが、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

議案第3号、我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長（山崎美弥子君） 議案第3号、我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書41ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を考慮し、常勤の特別職の職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するため提案するものです。

議案資料の5ページ、1、改正内容の（1）給料月額の改定を御覧ください。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

人事院勧告を考慮し、一般職の職員の給料表が令和6年度から平均3%引き上げられました。これを踏まえ、令和7年4月1日から常勤の特別職の職員の給料月額を約3%引き上げようとするものです。

常勤の特別職の給料月額については、平成22年4月1日から財政状況を考慮し、約2%減額しています。今回の条例案では、表の左側に記載されている本来の支給額について、約3%を引き上げて、市長90万円、副市長76万9,000円、教育長70万2,000円、水道事業管理者68万2,000円とし、実際の支給額は約2%減額した右側太枠内の改定後の金額とするものです。

（2）期末手当の引上げを御覧ください。

人事院勧告を考慮し、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が令和6年度から0.1月分引き上げられました。これを踏まえ、令和7年4月1日から、常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を4.45月から0.1月分引き上げ、4.55月にしようとするものです。6月期、12月期ともに0.05月分引き上げ、2.275月とします。

議案資料の6ページを御覧ください。

2の表は、近隣市の常勤の特別職の職員に係る給料月額及び期末手当の年間支給月数です。期末手当については、我孫子市以外の5市とも昨年12月議会で引き上げています。

なお、給料月額の改定及び期末手当の引上げについては、昨年10月25日に開催された特別職報酬等審議会においても妥当との答申を受けております。

改正に伴う影響額は、常勤特別職4名で162万2,000円です。内訳は給料81万6,000円、手当64万3,000円、共済費16万3,000円となります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（西川佳克君） 説明ありがとうございました。

まず、昨年の令和6年3月に同じように引上げということで、総務企画常任委員会でこの引上げの議案の中でいろいろ出たんですが、そのとき令和5年度から平均1.1%引き上げられましたと。これを踏まえて、令和6年4月1日から常勤の特別職の職員の給料月額を約1.1%引き上げようとしたものだというふうに、そのときの議案の中で説明されましたが、今回その答申、報酬等審議会でも、審議会の中で10月25日に行われたということなんですが、この2回にわたる、要は去年行われて、また今年も行われたという形の中で、このあたりをもうちょっと詳しく、なぜそういうふうになったのか、お聞かせ願いたいんですが。

○人事課長（山崎美弥子君） 報酬等審議会の審議ですけれども、やはり現在の我孫子市の特別職

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の給与が一番低いということもありまして、やはり特別職等の職責の重さであったり、近隣市の状況、社会情勢などの諸事情を勘案して、報酬審議会にかけるという判断に至りました。

すみません。付け加えさせていただいて、今回たしか一般職のほうも前年同様、人勧により3%、大きな改正をされておりますので、それに沿って特別職も改正するということになりました。

○委員（西川佳克君） これも、特別職と一般職というのをこういう分けてするというのも、また特別職と一般職は違いますと、この人事院勧告の中には、基本的に一般職の方々に対するものであるということと、またちょっと質が違ってくるというふうに私も理解しております。

昨年の3月で、話の中で他の議員の方からも、この物価高騰あるいは税、社会保険料の値上げが予測される中、果たしてこの時期でいいのかどうかというような話も出たんですが、これに関して本市としてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○人事課長（山崎美弥子君） 確かに人事院勧告、特別職には当たらないという見解もございます。

ただ私たちの考えとしましては、報酬ではなく給与であるということ、労働の対価ということもありまして、やはり社会情勢においても、そういう情勢適応の原則、地方公務員法にもありますので、そういった均衡の原則を踏まえて特別職のほうも改正するということに至りました。

○委員（西川佳克君） そうしたら、ちょっと私もまた市民の皆さんと色々な議論を踏まえる必要があるんですが、この2年間、要は令和6年4月1日に変わったものと、今回改定されるものと併せて特別職の4人の総額年間幾ら報酬になるのか、その総合の金額を教えてください。

先ほど162万2,000円のアップというふうにはなったんですが、総合、全部ですね。よろしくをお願いします。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時31分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○人事課長（山崎美弥子君） 令和6年度の特別職四役の合計給料額等になりますけれども、5,039万40円になります。今回改正することによって、支給される額が先ほど162万2,000円、影響額ということで、212万40円となります。

○委員（西川佳克君） そうするとごめんなさい、ちょっと私の質問が悪かったんですが、この改正によって令和7年度が改正によるのは、それで同じように幾らになるんですか。それで合わせると、3%と1.1%。そこをもう一度お聞かせください。

今年度、令和7年度4月1日に改正した場合は、今と同じように幾らになりますか。お願いします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前 11 時 32 分休憩

午前 11 時 36 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

○人事課長（山崎美弥子君） 令和5年度の支給額が4,950万7,500円になります。

令和6年度につきましては先ほど申したとおり5,039万400円。令和7年度改正後につきましては5,201万2,040円となります。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

この物価高騰の中、本当に市民の皆さんもそれぞれ大変だということはよく理解している中で、今回もまた報酬のアップということで5,201万2,040円。また、令和6年度は5,039万400円ですね。1億超えという形の中で、物価上昇の中でどうなのかなということもあります。

これは、見解の相違になってしまうので、いろいろな意見があるというのは当然なんですけれども、こういったことをどういうふうに市民の方に納得していただけるのかな、また経費削減と厳しい財政状況の中でやっていくということも、これはもう前後合わせていろんな中で言われているんですけれども、非常にこの厳しい財政の中でどうなのかなというふうに感じております。

昨年度と同じ答弁になるかも分かりませんが、市長のほうはどのようにお考えなのか、最後にお聞かせください。

○市長（星野順一郎君） 基本的な考え方は去年と同じですので、私も市長に就任して多くの市民から、市長に就任したほうが給料下がるだろうと、いいのかいってさんざん言われましたけれども、私自身が代々の生まれ育ちが我孫子ですから、あのときはもっと財政が厳しい状況の中での市長就任でした。財調5億円で引き継ぎましたので。

そういう状況の中での引継ぎという状況の中で、人事院勧告プラス改定ときは据え置いて、マイナス改定ときはマイナスをしながら12年間引き続きやってきました。その中で、報酬審議会のメンバーからも、市長、もういいかげん上げてもいいよと言ってきてはいましたけれども、職員の給与減額カットも、当時、厳しい財政状況だったんで、財政状況を鑑みて、一般職職員のほうの給与をカットしましたんで、我々特別職も当然同じ率でカットし続けるという前提でずっとやってきました。12年たった後は、人事院勧告にのっとって、上げるときは上げて、下げるときは下げるという形で基本的な考え方にしながら、ただカットだけはそのまま続けるという形を取ってきました。

今回は、先ほど議案にもあったように、一般職職員は1%カットまでにしてはいたけど、我々特別職は2%カットを継続した中で、あとは議会の皆さんの判断にお任せしようというスタンスで

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ございますので、皆さん方の御意見いろいろあるかと思います。我々執行部のほうも、カットを続けていけば、委員の皆さんの中でも、だから心苦しいと思っている方もいらっしゃるかと思いますけれども、あわせて厳しい財政状況だと思っていただけるんだつたらば、議員さんのほうでも同調していただけるとありがたいなというふうに思っています。

○委員（深井優也君） 11月に特別職報酬等審議会で諮ったというところで、そちらのときにどういった意見が出たのかとか、何人中何人が賛成したのかとか、その辺分かれば教えてください。

○人事課長補佐（松島陽子君） 特に質問多くはなかったんですけども、独自削減はいつまで続けるのかとか、そういった質問がありました。上げることに對して特に御意見もなく、皆さん全員賛成ということで、可決させていただいています。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

議案第4号、我孫子市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課主幹（鈴木由美君） 議案第4号、我孫子市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書44ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の種目、支給要件等を改めるため我孫子市職員の旅費に関する条例の一部を改正するとともに、関係条例の条文を整備するものです。

議案資料7ページを御覧ください。

主な改正内容を御説明します。

1点目は、旅費の種目の追加と名称の変更です。

現在、鉄道賃、船賃、航空賃以外の交通費について車賃としていたものを、その他の交通費に名称を変更します。その他の交通費に含まれるものとしては、米印1にありますように、バス代やタクシー代、自家用車を利用した場合の費用のほか、レンタカー代も支払いが可能となります。

また、国においては、実費支給方式を原則とすることに伴い、これまで定額支給していた1キロメートル当たり37円の車賃を廃止しますが、本市においては、公用車の数に限りがあり、やむを得ず通勤に使用する自家用車やバイクで移動する場合もあることから、自家用車等を利用した場合の費用を引き続きその他の交通費に該当するものとして、従来と同額の1キロメートル当たり37円を支給します。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

宿泊料は、宿泊費に名称を変更します。

米印2の包括宿泊費は新設される種目で、交通費と宿泊費を合わせたパック旅行の費用となります。これまで旅費制度においてパック旅行の想定がありませんでしたが、包括宿泊費を新設することで、移動と宿泊を別々に手配するよりも安価になることの多いパック旅行を利用しやすくします。

包括宿泊費の上限額は、交通費と宿泊費の合計額とし、この上限額以下であれば、旅行代理店に対する手数料なども包括宿泊費に含めて支給することができるようになります。

また移転料を転居費、扶養親族移転料を家族移転費に名称を変更します。

改正前の移転料は、被災地支援のため派遣される職員の赴任に伴う引っ越し費用に充てるために支給する旅費です。これまでは、鉄道50キロメートル以上、100キロ以上、300キロ以上、500キロ以上の区分に応じて定額で支給してきましたが、改正後の転居費については、米印3にあるとおり実費支給方式に変更します。ただし、これまでと同様、移動距離が鉄道50キロメートル未満の場合には支給されません。

2点目として、鉄道賃に関する特急料金を支給する場合の距離要件の廃止です。

これまでは片道100キロ以上の場合、千葉県内は80キロ以上の場合に特急料金を、片道50キロ以上の場合に急行料金を、片道100キロ以上の場合に座席指定料金を支給できることとしてきました。しかし、特別急行列車の運行・利用が一般化・多様化し、経路検索により合理的・効率的な経路を選択できるようになったことから、距離により一律に利用を制限する合理性が失われたため、距離要件を廃止します。

ただし、公務のため特に必要とするものに限定します。

議案資料8ページを御覧ください。

3点目は、日帰り旅行における旅行雑費の廃止です。

旅行雑費は、旅行中の在勤公署との通信連絡費等の諸雑費として支給してきましたが、携帯電話の普及や書類の電子化等のデジタル化の進展、また、国においてこれまで支給されてきた日当が令和7年度から日帰り旅行は廃止され、宿泊を伴う旅行に限定して宿泊手当を支給するよう制度改正が行われることを踏まえ、日帰りの300円について廃止します。宿泊を伴う場合については現状どおり600円を支給します。日帰り旅行は、全庁で360件ほどで、影響額は約10万7,000円です。

4点目は、被災地域への赴任に伴う転居費及び家族移転費の支給対象者の拡大です。

転居費は引っ越し費用、家族移転費は家族の交通費です。共働き夫婦の増加やリモートワーク等の働き方の変化を踏まえ、働いていても配偶者の赴任に伴い一緒に移動することが容易となったことから、扶養親族に限定してきた支給対象者を、赴任を命ぜられた日において同居している家族に対象を拡大します。赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族が転居する場合も対象となります。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

す。

次に、議案書70ページを御覧ください。

旅費条例と整合を図るため、関係する3本の条例についても条文を整備します。

第2条、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例、71ページ、第3条、我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、73ページ、第4条、証人等の実費弁償に関する条例についても、旅費の種目名称の変更など所要の改正を行います。

附則においては、条例の施行期日は令和7年4月1日を予定していること、また、新条例の規定は令和7年4月1日以後に発せられた旅行命令に係る旅費について適用することなどを規定しています。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（西川佳克君） 議案説明資料の7ページを御覧いただきまして、米印の2の移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の、この括弧書きのパック旅行に要する費用についてちょっとお伺いしたいんですが。

私もいろいろ仕事等も含めて、旅行、仕事、いろんな地方に行ったりする中で、本当に今、パック旅行という言葉で調べていくと、楽天トラベルとか、ちょっと名称言っちゃいますけど、じゃらんとか、トリバゴとか、JALパックとか、JRパックといろいろあるんですけども、この鉄道と、あるいは宿泊のさっき言ったセットになっているというのは、これはどこの基準を設けるのか。

今、私も4月1日で大阪のこの出張のやつちょっと調べたら、一番安いのは往復も入れて3万5,200円、一番高いのは5万900円。これ全部調べればもっといろんな旅費が出てくるんですよ。これはどこを指すのか、どういう基準で行っていくのか、ちょっとそこがよく分からないんですが、もし分かっていたら具体的に教えていただきたいんですが、お願いします。

○人事課主幹（鈴木由美君） 明確な基準というものはございませんけれども、公務のために合理的、経済的な検索できる範囲のものを幾つか検索していただいて、その中で最もふさわしいというものを選んで支給していくものとしております。

○委員（西川佳克君） 本当にこれ、すごいあるので、本当どれを選んでどれを採用するかというのはあるんですが。

じゃ、ちょっと質問変えます。例えば担当課によって出張が変わったときに、各担当課の部、あるいは課長の判断で決めていくのか。それとも本当にもう我孫子市としてこういうふうにしてくださいよというふうな、さっきちょっと明確な基準ないとおっしゃっていましたがけれども、いろいろな形で取れるんです。例えば朝食つける、つけないでもあるし、早い便と遅い便で値段も変わるし、

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

本当にこれ、もう言えば切りがないぐらいたくさんあるんですが、そのあたりはどういうふうに、その部もしくは課で承認得られたらいいですよというのか、あるいは一定の基準をこれからつくっていきますよというのか、そのあたりをお聞かせください。

○人事課主幹（鈴木由美君） 交通費につきましても、宿泊料金につきましても、時期によりかなり金額も異なりますし、いつ出張が決まるかによっても金額は様々となりますので、その業務のスケジュール感、そういったものも影響してきますので、なかなかこれといった明確な基準はお示しできないんですけれども、今、旅費の手引というものを職員向けには発行しておりまして、そちらのほうを改定いたしまして、できる限り判断がつきやすいように努めてまいりますけれども、基本的には旅行命令者は所属長の課長となりますので、基本的には課長のほうで判断していただくということになります。

○委員（西川佳克君） そうすると課長の判断ということは、その課長によって若干その基準というか金額というか、時期によっても違うんですけれども、変わるということで、統一見解としては市としては設けないんですか。あくまでも課長判断でいいですよというふうなスタンスでいいんですか。

○人事課主幹（鈴木由美君） 伝票が会計課のほうに決済が回りましたら、疑義のあるものにつきましては、人事課のほうに審査の依頼がありますので、そのところで妥当かどうか、そういった判断はできるかと考えております。

○委員（西川佳克君） ぜひこれから新設する中で明確な基準がないという部分もあるので、いろんな課題はあると思うんですが、ぜひよく言われるダブルチェックで、課長だけの判断で本当にいいのかどうかとか、他の部署との整合性とか、あるいは行く旅費のパックの中の中身とか、ぜひそこはこれから課題になると思うんですけれども、しっかりとやっていただきたいなと思います。

非常にこれは、本当にいろんな種類あるので、本当にこれ変な話、ちょっと同じ金額でも、ホテルのランクだとか、朝食つくとかつかないとか、さっき言ったように移動の朝早い時間だと安いとか遅い時間だと、同じ時間帯で繁忙期のときとか、もういろんながあるので、そこはしっかりとチェックしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。答弁結構です。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午前 11 時 56 分休憩

午前 11 時 56 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○委員（西川佳克君） 先ほどの続きになりますが、関連しますが、53ページをお開きください。

53ページに、さっき言った鉄道と船と飛行機という形で、まず鉄道の部分はグリーン車という

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

理解でいいんですが、一般的に新幹線の場合ですけれども、九州新幹線とか九州に行くともたいろんな車両が変わってくるんですが、まずそこはいかがですか。失礼5番の特別車両料金のところですよ。

○人事課主幹（鈴木由美君） 委員のおっしゃるとおりで、おおむね間違いないかと思います。

○委員（西川佳克君） そうしましたら、次に55ページの、同じように今度、飛行機の部分ですね。（3）の前2号に掲げる費用に付随する費用。これも非常に難しいんですけれども、航空会社によっても違いますが、ビジネスクラス、ファーストクラスと、それからクラスJとかあるんですが、これはどこを指すのか、教えてください。

○人事課主幹（鈴木由美君） 航空費の第1項第3号の付随する費用といいますのは、空港使用料であったりとか、そういったものになります。

○委員（西川佳克君） そうすると今のお答えだと、エコノミーという理解でいいんですか。それとも、さっき言ったように新幹線はグリーン車ですけど、これも便によって違いますけれども、クラスJとかビジネスとかファーストがあるんですけど。要はアップ料金という意味なんですか。これ、どういう理解でいいんでしょうか。

○人事課主幹（鈴木由美君） 一般職の職員につきましては、最も安価な費用のほうを支給することになります。

○委員（西川佳克君） ごめんなさい、私の質問が悪かったと思うんですが、じゃ、特別職というのは飛行機に関しては設けていないという理解でよろしいですか。

○人事課主幹（鈴木由美君） 特別職についても設けてございません。

○委員（西川佳克君） 分かりました。ありがとうございます。

移動する手段は、飛行機や船舶や鉄道ありますけれども、それぞれいろんなクラスあるいは料金が変わるので、そのあたり、またその都度あると思うんですが、ぜひそういったところも、市民のほうから他の自治体で、多分これは四国とか九州とか北海道だと思うんですが、そういった乗り物に関して、いろんな意見が出されることがあるというふうに聞いています。

例えば他の自治体ですけれども、飛行機にファーストクラスに乗っている方がいらっしゃったということで、市民からいろいろな意見が出たというような事案もありますので、それはもちろん人事課、人事部のほうでちゃんとされていると思うんですけれども、この新しいパック旅行も含めてですけれども、そういったところもしっかりと行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほどの質問と併せて要望です。よろしくお願いいたします。

○市長（星野順一郎君） 御心配の件は全くないというふうに。私自身も、ほかのまちの人たちの話は時々耳にすることありますけれども、少なくとも我孫子に関しては、私自身も飛行機で行くと

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

きもエコノミーだし、新幹線乗るときも普通で行きますから。飛行機はあまり経験ないですけど、今御指摘のように、北海道、九州それと四国のケースはありましたけど、それ以外はもうほとんど新幹線中心だし、御心配されるような料金でやろうなんてことは、はなから思っていないし、それだったら市長に就任しないほうがいいぐらいですから。18年間そういうことは一回もないということを。私がそういう状況ですから、うちの職員でもそういうことはないというふうに、今ここで話をさせていただきます。これからもそういうふうにするつもりもございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○委員長（木村得道君） それでは再開いたします。

議案第5号、我孫子市職員の育児休業等に関する条例及び我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長（山崎美弥子君） 議案第5号、我孫子市職員の育児休業等に関する条例及び我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書の75ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大し、及び介護離職を防止するため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等の措置を定めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

今回の改正は、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、国に準じ改正を行うものです。

議案書の76ページを御覧ください。

まず第1条、我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正においては、第3条は条文を整備するため改正するものです。

続いて、77ページを御覧ください。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

第18条第3項は、非常勤職員の介護時間の承認を規定していますが、今回の育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、改正前の第61条では、公務員に関する特例を行政執行法人の規定を読み替えて準用する形でしたが、今回の一部改正により、地方公務員の特例については第61条の2として新たに規定されたことから、条文を改正するものです。

第2条、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の第9条第2項では、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、請求できる職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するため改正するものです。

第4項では、要介護者を介護する職員の準用規定になり、第2項で請求可能となる職員の範囲が拡大されたことに伴い、条文を削除するものです。

第19条第1項では、介護離職防止のため、配偶者等の家族が介護を必要とする状態になった職員に対し、円滑に請求等が行われるよう、介護両立支援制度等の個別の周知及び職員の意向を確認するための面談等の措置を規定します。

第2項では、介護を直面する前の早い段階で、第1項で規定する介護両立支援制度等を40歳に達した年度において情報提供をする旨規定します。

第20条では、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置が義務づけられたことに伴い、職員の研修の実施や相談体制の整備、その他勤務環境の整備に関する措置を規定します。

これらの改正は令和7年4月1日から施行します。

附則第2項では、時間外勤務の制限等の請求については、一月前から請求できることとなっていることから、3歳から小学校就学の始期に達する子を養育する職員については、施行日前でも請求ができる旨を規定します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（佐々木豊治君） 育児休暇の問題でちょっとお聞きしたいんですけども、女性の方はね、とにかく当然の義務として今まではたくさんの方が当然取っておりますけど、男性の方は育児休暇のために、大体、市内相当数の方いらっしゃいますけれども、どのぐらい取っておりますか、平均に。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後1時05分休憩

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 1 時 0 5 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○人事課長（山崎美弥子君） 集計として出しておりますのが、令和 5 年度に取った職員は 13 名おります。令和 4 年度から 13 名ということで倍近く増えておりまして、今、令和 6 年度に関しましても、育児休業が、女性という産後の部分で 2 回取れるようになったりとか、制度の改正が取りやすい改正になっておりますので、まだちょっと人数の集計は出しておりませんが、今、お子さんが生まれる職員は、大体の職員が育児休業、長短ありますけれども、期間の長い短いはありますが、必ず取っているような状況でございます。

○委員（佐々木豊治君） つまり 13 名の方が、これは令和 4 年から令和 5 年まで取っておるという形にお伺いしたんですけれども、非常に環境的に遠慮しがちだと私は思っているんですけれども。それは社会環境が変わりましたから、堂々と取るような環境づくりは、もう当然やっていると思いますけれども、特に各担当に例えばそういう方いらしたならば、できるだけみんな笑顔でいいよという形で取らせてやる雰囲気をつくることはやっぱり大変大事だと思うんですけれどね。その辺どうなんでしょうか。

○人事課長（山崎美弥子君） 特に育児休業に関しましては、お子さんが生まれる職員に関しては所属長も含めて人事担当者と制度の説明等を行っているような状況です。

今回の改正で介護休暇を取る職員に対しても、同じように制度の説明をしていきなさいよということで法律のほうが改正されておりますので、今の育児休業と同様に、介護休暇等についてもなるべく職員が取りやすい環境、手引等の周知、あと先ほど言った所属長含めた面談、ほかの職員といろいろ調整をしながら、仕事ができるような職場環境は努めていきたいと思っております。

○委員（佐々木豊治君） 今度は介護のほうなんですけれども、御案内のとおり、我孫子市内 65 歳以上は 4 万三千何がしの介護というか高齢者の方いらっしゃいますね。ですから、年齢的に様々でしょうけれども、かなりの方が介護しなきゃいけないと、そういう状況に置かれていると思うんですよ。ですから、人数的にどうだとか聞くのは失礼なものですから、かなり今後そういう形で発生すると私は思うんですよ。

ですから、先ほどと同じように、できるだけその所属長の許可を得ればということなんですけれども、そういう環境づくりをつくってやるということが一番大切じゃないかなと思うんですよ。

○人事課長（山崎美弥子君） 現在、介護を要因として取れる休暇、短期介護休暇であったり、あと介護休暇、介護時間、時間で取れる休暇も整備されております。その中で、先ほど言ったように職員に対してまず制度の周知をしていくことと、あと所属長に対しても取りやすい環境づくりというのは努めていただきたいということで、人事担当者としても周知してまいりたいと思っております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

議案第6号、我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長補佐（松島陽子君） 議案第6号、我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書の82ページをお開きください。

初めに提案理由です。

人事院勧告及び近隣市の状況を考慮し、フルタイム会計年度任用職員の給料の上限額を引き上げるため、条例の一部を改正するため提案するものです。

次のページの条例案を御覧ください。

第3条では、給料の上限額を定め、具体的な額については規則に委任していますが、フルタイム会計年度任用職員の給料の月額上限を20万6,700円から23万3,300円に改定しようとするものです。人事院勧告と近隣市の状況を考慮し、月額2万円から2万9,600円の引上げとしています。

また、条例改正とは直接関係はありませんが、規則においてパートタイム会計年度任用職員についても報酬改定を行うとともに、任用予定のない職種の廃止を予定しており、これらに伴う影響額として1億1,381万6,000円を見込んでいます。

この条例の施行期日を令和7年4月1日とします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（佐々木豊治君） お伺いしたいんですけども、1億3,000万円何がしは、これは今までと違って、それだけプラスアルファという数になるんですけども、総体的にね。それでは何人ぐらいいらっしゃいますか、そういう該当する方は。

○人事課長補佐（松島陽子君） 今フルタイム会計年度任用職員が24名いて、パートタイム会計年度任用職員含めて919人いらっしゃいます。そのうち、今回の改正について対象となる職員については、800人前後を見込んでおります。

○委員（深井優也君） 規則が載っていないんですけども、これから決めるということだと思うんですが、今、どうしても人数の足りない分野みたいなのが増えているのかなと思って、その中で

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

も保育士のところちょっと気になっていたんですけれども、保育士の方たちというのは、今どういう感じの給与形態で、それがどういうふうになるのかというのを聞いてもいいでしょうか。

○人事課長補佐（松島陽子君） 保育士については、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の２種類の職種があります。フルタイム職員については、今２４名の職員が勤務しております。

給与体系につきましては、経験ゼロ年から経験３年以上ということで、４段階になっている給料表となります。今回は経験なしのところについては１９万３，４００円から２２万３，０００円ということで、２万９，６００円月額で上昇するという形になります。

○委員（深井優也君） ベースが上がってくるというところで認識いたしました。ありがとうございます。

たしか今回の「広報あびこ」でなんですけれども、保育士のフルタイムの給与の議会で諮られた予定ということで、額の算出もされていたかなと思うんですけれども、何かこの２３万３，３００円よりも多かったような感じがしたんですけれども、この差というのはどういったところなんでしょうか。

○人事課長補佐（松島陽子君） 会計年度任用職員のパートタイムについては単価のほうに地域手当が含まれているんですけれども、フルタイム会計年度任用職員につきましては月額給与には地域手当が含まれておりません。広報に載った金額については、地域手当の分が含まれた金額なので、先ほどお話しした金額よりも高い金額となっているかと思います。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

こうやって周知することが保育士の増加にもつながるかなと、具体的な金額が載っているというのはすばらしいかなと思いますので、ぜひ今後とも周知頑張ってください。お願いします。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第６号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第７号、我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） 議案第７号、我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の８４ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

市長の附属機関として我孫子市在宅医療介護連携推進協議会及び我孫子市リサイクルセンター整

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

備運営事業者選定委員会を設置するため提案するものです。

続いて、改正内容について御説明いたします。

議案書の８５ページから８６ページになります。

執行機関の附属機関として、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を定める別表に、市長の附属機関として我孫子市在宅医療介護連携推進協議会を加えるものです。

我孫子市在宅医療介護連携推進協議会は、これまでは要綱により設置し、意見交換を行ってきました。しかし、在宅医療介護連携の課題が多様化・複雑化する中、中長期的な課題の解決に向けた専門的な知見等を反映させ、協議を行う審議機関としての役割を担っていくため、附属機関とするものです。委員の定数は１４人以内、委員の任期は２年としています。

続いて、我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会代表者会議は、文言の整理を行うものになります。

議案書の８７ページを御覧ください。

同じく別表に、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会を加えるものです。

こちらは我孫子市リサイクルセンター整備運営事業に係る事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、ごみ処理に関すること、プラント機器に関すること、土木建築工事に関すること、法律に関することなど、幅広く専門的な視点を持つ学識経験者で構成する附属機関として設置するものになります。委員の定数は８人以内、委員の任期は調査審議が終了するまでとしています。

最後に附則ですが、議案書の８８ページを御覧ください。

第１項、施行期日は令和７年４月１日を予定しています。

第２項は、関係条例の改正で我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、我孫子市在宅医療介護連携推進協議会委員の報酬として月額９，０００円を、我孫子市リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会委員の報酬として１回９，０００円を加えるものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（佐々木豊治君） リサイクルの方ですが、これはどういう方が選ばれるのでしょうか。お尋ねいたします。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） 構成メンバーにつきましては、これから規則のほうで定めることになるんですが、聞いている限りですと、在宅医療介護連携推進協議会については医師会、歯科医師会、薬剤師会に属する者、医療関係ですね。あとは訪問介護事業者とか、介護支援専門員連絡協議会、介護サービス事業者連絡協議会、なんでも相談室に属する者、その他市長が必要と認め

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

る者というのもございます。そういったことで聞いております。

リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会につきましては、学識経験を有する者、あとは市長が必要と認める者ということで話を聞いておるところです。

○委員（佐々木豊治君） 両方とも年に何回ぐらい予定しているんですか。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） まず在宅医療介護連携推進協議会については、これまでも先ほど説明で、要綱で設置しているということをお話しさせていただきまして、引き続き年2回、年によっては4回これまでも開催していたこともあるようですので、同じぐらいのペースで考えているというところなんです。

リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会につきましては、一応2年間の予定ということで聞いてはいるんですけども、合計6回程度ということで話を聞いております。

○委員（佐々木豊治君） 今まで、例えば2回とか6回とか今お話しておりましたけれども、年に1回か全然やらない年もあるんですね。そのようなことが、この会についてはないでしょうか。例えばの話。それは問題がなければね、それは当然やる必要ないんでしょうけれども、基本的に何回ぐらい予定しているんでしょうか。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 1 時 2 1 分 休憩

午後 1 時 2 1 分 開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） 一応今回の設置につきましては、必要性があるということで設置するということで聞いております。なので、開催するということが前提での設置ということになっておりますので、全くやらないということはないかと思います。

附属機関全体につきましても、私もちょっと開催があまり見込まれないものについては、なるべく一旦閉じる形でして、必要なものだけを附属機関として残すということではありますので、必要性はあろうかと思います。

○委員（佐々木豊治君） 問題なければそれまでですけど、特に介護関係の審議会なんですけどね、協議会。これは特に昨今、高齢化社会へ向かって様々な議題とかいろいろあると思うんですよ。ですから、できるだけ小まめにやって、そして市民の皆さんの要望に応える、負託に応えるような体制で、できるだけ多くやることは好ましいんじゃないかなと思うんですけども。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） 委員おっしゃるように、やはり開催することを前提にこちら立ち上げているということもございます。

在宅医療介護連携推進協議会については、やはり所管課のほうからも連携を強化する、当然協議

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

するということもあるんですけども、連携をやっぱり医療と介護で深めるというような意味合いも強いというふうに聞いておりますので、そういった意味ではやはり年に何回か顔を合わせることで会議をして深めていく、連携していくということを確認するということで聞いております。

○委員（深井優也君） 幾つかあるんですけど、まず1つ目です。我孫子市在宅医療介護連携推進協議会が、要綱から附属機関になるということで、今現在13人だと思うんですけども、基本的にそのメンバー構成というのは、大体再任というか、同じ人にまず頼むのかなというふうに思っているんですけども、この1人増えるというところは、何か具体的にどういう委員の方とか、あとは例えば公募を入れますとか、そういった話は聞いているのでしょうか。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） 委員構成につきましては、先ほどお話ししたとおりのメンバーで、基本的にはこれまで要綱であったものですから、踏襲するような形になろうかと思います。何せ、これから委員の選任をしていくということになりますので、同じ人かどうかというところは分からないと思いますけれども、構成の区分としては、先ほどお話ししたような医療関係とか、介護関係とか、そういったところから選ばれることになろうかと思います。

その人数に関しては、今要綱で設置しているものは13人ということで聞いているんですけども、本来はこれ14人いたということです。そこは、やはり医療と介護の連携なので、医師会を2名入れていたところ、ちょっと途中で1名欠員になってしまったということで、今後のほうも引き続き医師会という重要性を見て、医師会からは2名を入れたいということで、今欠員状態になっているということです。14人というところは変わらないということで確認は取れています。

○委員（深井優也君） 公募の人を入れるかどうかというところはどうですかね、分かりますか、それぞれ。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） 公募委員につきましては、在宅医療介護推進連絡協議会、リサイクルセンター選定委員会ともに、予定はしていないというふうに聞いております。

その理由としましては、在宅医療介護推進協議会のほうにつきましては、やはり在宅医療と介護の連携を推進していく上では、やはり医療や介護など多職種の連携を深めることが必要ということと、あとは専門的な知識や経験を要するメンバーで構成して、要は専門家の意見を求めたいということの理由で公募委員を入れていないというふうに聞いています。

ただ、市民の意見ということに関しましては、そういった会議は介護保険市民会議とか、あとなんでも相談室に従事する者が入っているということで、市民の声をなるべく身近に聞いている方を入れることによって、間接的ではあるんですけども、市民の声が反映させることができているというふうには考えているということです。

リサイクルセンター整備運営事業者選定委員会につきましては、今後、30年以上使用することになるリサイクルセンターを施行する事業者を選定するということになりますので、より責任のあ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

る慎重な判断を求められる立場から、専門的な知識や経験を持つ委員を選任する予定であると。特に事業者の提案の審査なども行うため、より機密性の高い情報を扱うことから、公募の委員は入れない予定というふうに確認しております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

では、我孫子市リサイクルセンター整備事業のほうなんですけれども、こちら今回リサイクルセンター新たにというところでできるものだと思います。その前に、クリーンセンターのときも同じような選定委員会があったんでしょうか。お願いします。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） 今の新しいクリーンセンターを建てるときも、新廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会というものを設置して、この中で事業者選定等を行っております。

○委員（深井優也君） では既にクリーンセンター建てるときに、そういった方たちは知識を有していると思うんですけれども、そういった方に積極的に今回もお願いするということは考えとしてあるんでしょうか。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） そうですね、そのときと同様に、やはり外部からの学識経験者を招く予定としておりまして、廃棄物処理とか衛生工学、建築・土木・機械・環境工学、法務・財務、そういったような専門家にお願いする予定というふうに確認しております。

○委員（深井優也君） 今繰り返しになっちゃうんですけど、もう既にその議論とかして、たしか現地の視察にも行かれている方とかもいるのかなと思うんですけれども、そういった方たちも、ぜひ声がかからないなんてことはないようにしていただきたいなと思います。そういうことがあると、市に都合の悪い人選はされなかったとかというふうなおそれを抱く可能性もあるので、まずは全員に声をかけるべきかなとは思っているんですけれども。

あと次に、先ほどの公募のところなんですけれども、やっぱり公募の方を入れないと、その傍聴している人の意見が、発言の機会がないというところにもつながるので、私は少なくともリサイクルセンターのほうは、公募委員は入れるべきではないかなというふうには思っておりますが、ちょっと見解をお願いします。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） こちらとしましても、原則的にはやはり公募を入れるということが大原則になるかと思います。ただ、やはり内容によっては専門的な知識や経験として意見を求めるような場合であったりとか、市民のプライバシーに関する事項を協議する場合であったりとか、そういった機密情動的なものを協議するような場合には、やはり必ずしも公募は適さないというようなものもあるかと思います。

その判断については所管のほうに任せているところではあるんですが、委員から今、おっしゃられたようなことも所管課のほうにはお伝えをして、あとは選定時のときに、こちら所管がまた特別職の関係の秘書広報課のほうにはなるんですけれども、一応選定時の手続においては、公募を入れ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ない理由というのをこちらのほうでも確認をして、なるべく公募を入れるようにということはお伝えはしていきたいと思っております。

○委員（深井優也君） よく分かりました。ぜひ、所管課とも相談をしてよく検討していただきたいと思います。

あと続きまして８８ページのところで、ちょっとこれすごい細かいことで申し訳ないんですけども、在宅医療のほうは日額になっていて、リサイクルセンター１回になっている、この違いというのは、ごめんなさい、細かいところなんですけど、なんでかなという。

○行政管理課長補佐（高橋亮一君） 附属機関の委員については、昨年度の議案のほうでも上程して日額９，０００円というのが原則になっております。

勤務時間が４時間未満の場合は、報酬額を半額の４，５００円ということにはなっているんですけども、在宅医療のほうについては原則どおりの金額。リサイクルセンターのほうが１回９，０００円になっていることというのは、やはり審議内容が非常に専門的で高度な知識を必要とすることというのと、あと今後３０年以上使用することになるリサイクルセンターを施行する事業者を選定するというので、より責任のある慎重な判断を求められる立場であること、こういったものを考慮し、１回９，０００円としているところでございます。

その辺については、原則はあるんですけども、附属機関全体の中でも、やはり金額を、原則どおりではないものもありまして、内容の重要性であったりとか、構成メンバーの職であったりとか、あと他市との整合、そういったものを考えて金額を変えているというふうになるのかなと思います。

○委員（深井優也君） 前回のときに、委員会ごとに金額が結構ばらばらというところで、日額９，０００円が基本かなというふうなところ認識しているんですけども、こうやって１回９，０００円だったり日額９，０００円だったりとかで、また、これ幾つか分かれていっちゃうと、またどっかのところで合わせないととかいう議論にもなっちゃうのかなと思うので、これ理由が本当に明確かどうかというのはちゃんと考えるべきかなと。

なおかつ今回また、それが出た後に新たにつくるのに、いきなり最初からちょっと特例という言葉の方も変かもしれないですけども、基準からずれているというのは、ちょっとこれは考えをちゃんとしといたほうがいいのかというふうには思います。最初の１回目というところで、いきなり特例みたいになっちゃうのは変かなというふうに思うので、この辺もちょっと、今回出ちゃってますけれども、考えていったほうがいいのかとは思いますが。要望です。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後１時３５分休憩

午後１時３５分開議

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（木村得道君） 再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第7号に対する質疑を打ち切ります。

議案第14号、我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○総務課長（国本浩二君） それでは、議案第14号、我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の186ページを御覧ください。

提案理由といたしましては、我孫子市湖北消防署を新たに設置し、各消防署の名称及び管轄区域をそれぞれ改めるため提案するものです。

続いて187ページから189ページにかけて説明をいたします。

187ページを御覧ください。

改正点につきましては、同条例第3条第2項の表中の名称及び位置、管轄区域を改めるもので、名称については、我孫子市東消防署を我孫子市布佐消防署に、現在の東消防署湖北分署を分署から署に変更し、我孫子市湖北消防署として新たに追加します。さらに、我孫子市西消防署を我孫子市我孫子消防署に改めます。

次に、位置については、我孫子市湖北消防署の移転先の住所を追加します。

また、管轄区域については、運用上は現行体制との変更はありませんが、管轄区域を署単位で規定していることから、現在の東消防署管轄区域を我孫子市布佐消防署管轄区域と我孫子市湖北消防署管轄区域に分けて、それぞれ規定する形に改めるものです。

なお、附則といたしまして、工事の進捗や引っ越し等の状況により新庁舎での運用開始日の変動が生じる可能性を考慮し、規則で定める日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（深井優也君） 御説明ありがとうございます。

こちらで我孫子市の今、（仮称）湖北消防署というのは、我孫子市湖北消防署ということに正式に決まったという認識でよろしいのでしょうか。

失礼しました。通ればということよろしいでしょうか。

○総務課長（国本浩二君） これ御可決いただきましたら、そのような我孫子市湖北消防署になる

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

予定でございます。

○委員（深井優也君） あと、こちらの我孫子市西消防署が我孫子市我孫子消防署になるというところで、こちらに関しては、管轄地域は変更はないという認識で大丈夫なんでしょうか。

○総務課長（国本浩二君） 管轄については変わりありません。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第14号に対する質疑を打ち切ります。

次、議案第16号、工事請負契約の変更（（仮称）我孫子市湖北消防署南側敷地造成工事）について、当局の説明を求めます。

○総務課長（国本浩二君） 議案第16号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

議案書197ページを御覧ください。

提案理由は、（仮称）我孫子市湖北消防署南側敷地造成工事について、工事の過程で軟弱地盤が発見され、擁壁基礎改良工事を行う必要が生じたことから、契約金額を増額し、工事請負契約の一部を変更するため提案するものです。

変更前の契約金額が9,405万円、変更後の契約金額が1億8,544万2,400円となり、9,139万2,400円の増額となります。

議案資料20ページを御覧ください。

契約概要等についてお示ししております。

履行概要については、我孫子市湖北消防署湖北分署の移転新築工事に伴い、庁舎敷地南側の都市計画道路を挟んだ敷地に職員駐車場及び憩いステーションを整備するとともに、消防団器具置場及び防災備蓄倉庫を整備するための造成及び外構工事となります。

契約相手方は、株式会社板橋建設となります。

続いて、21ページを御覧ください。

工事の概要等の変更点をお示したもので、主に擁壁基礎地盤改良工を浅層改良から柱状改良に変更した点と、工期の終期日を令和7年3月31日から令和7年12月31日へ、約9か月延長した点になります。

続いて、22ページを御覧ください。

変更となる主な工事内容としては、現場打L型擁壁及びPCL型擁壁の底盤下地盤改良の実施で、液状化対策のため、改良部分に隙間ができないように連続した配置とする柱状改良を実施します。

また、柱状改良により発生する残土の処分も併せて実施します。

なお、液状化対策のための改良工事を実施するに至った理由といたしましては、設計時の地盤調

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

査では調査できなかった地点において軟弱地盤が確認され、大地震時に液状化する可能性があることが判明したため実施するものです。

続いて２３ページを御覧ください。

地盤改良位置図となります。

図面東側隣地との境界部に沿って設置する擁壁部分が赤色の斜線で示されており、この底版下の地盤改良を１１本の柱状体を形成することにより実施します。

なお２４ページにお示しした図面が、柱状体の形成を示した地盤改良平面図となります。

２５ページを御覧ください。

今後の工事等のスケジュール予定となります。

南側敷地の造成工事については、議決をいただければ、現在締結している変更契約の仮契約を本契約として確定させていただき、その後、工事を再開して、６月末までに擁壁工事を完了させ、全体の工事を１２月末までに完了させる予定です。

最後に２６ページを御覧ください。

設計時に実施した当初ボーリング調査位置図を参考に添付させていただきました。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（深井優也君） 御説明ありがとうございました。

ちょっと長くなってしまうかもしれないんですけども、前回の臨時会において情報がちょっと不足している中、緊急性をというところで議員全員が可決したというところではございますが。

それから、執行部のほうから追加資料、参考資料を５件頂きました。そこで新たに分かったことを踏まえてお話をお聞きしていきたいんですけども、資料の御用意は大丈夫でしょうか。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後１時４７分休憩

午後１時４９分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○委員（深井優也君） 続けます。

執行部のほうから頂いた通知の中の０１番、設計時のボーリングの資料と、あと同じく０２番ジャストボーリングにおけるボーリング柱状図及び液状化の検討についてというところで比較してちょっとお聞きしたいと思っています。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

01の設計時のボーリング柱状図及びのほうで、こちら、下のページで61ページ、上の目次についているのだと12分の10のページですね。こちらが表4-2-5、液状化判定結果（No. 5孔）というのがあります。

ちょっと比較して並べてもらいたいんですけども、02のジャストボーリングにおけるボーリング柱状のほうは、上の目次で20ページのうちの15ページ、下のページ数だと33ページですね。こちら、まず図が違うようなんですけども、恐らく同じことを言っているんですね。

これは、なぜまず図が違うのかというのをお聞きしていいですか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） こちら報告書になりますが、01番の設計時ボーリング柱状図の報告書につきましてと、02番のジャストボーリングにおけるボーリングの報告につきましては、実施した会社さん違いますので報告様式が違うというような形になっております。

○委員（深井優也君） 調査内容についても違うものなのか、基本的に会社が違ったとしても、やる調査というのは同じものなのかというのをお聞きしたいです。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 調査会社は違いますけれども、調査の方法等は同一となります。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

では、02のジャストボーリングのページのほうで、一番右上、液状化安全率 F_L という値、こちらと、先ほどもう1個の01のほうの安全率 F_L の値、これ同じ F_L になっているんですけども、詳細に150、200、350ってあるのと、こっちは1個しかないというのは、どういうふうに見比べればいいんでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 最初に02番のジャストボーリングのほうの表になりますが、こちら150と200と350の記載があるかと思います。これ、それぞれの地震加速度の値に換算してから導き出したときの数値を表しているものになります。

続いて01番の設計時ボーリングのほうの表になりますけれども、こちらのほうは200ガルという数字で表している数字となります。

○委員（深井優也君） それでは安全率 F_L 、01のほうの調査のほうが200ガルということであれば、ジャストボーリングのほうの真ん中の場所、200ガルで比較してみればいいということで大丈夫でしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 比較する場合であれば200ガル同士を比較するという形であれば、そのとおりとなります。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

では、事前に行っていた01のほうだと、1.3とかが一番低いのかな。一方で、今回新しくやった02のジャストボーリングのほうは、No. 2の時点とNo. 4の時点で一部赤い表示が出ておりますが、これが1を切っているというところで、いわゆる液状化の可能性があるよということ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

を言っているということによろしいのでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） F_L という安全率の値ですね。こちら、その震度で液状化の危険があるのかという可能性を示した数値となりますが、200ガルで見た場合、後から実施した今回のジャストボーリングにおけるボーリング調査では、委員おっしゃるとおりNo. 2とNo. 4、こちらのほうで一部1以下の数字が出ておりますので、可能性があるというような算定になってございます。

○委員（深井優也君） それでは、一見するとNo. 2とNo. 4の辺りだけ弱いということで、そこだけ直せばいいんじゃないかというふうにも読んでしまえそうなどころではあるんですが、今回はこの350という数字を出してきたということであれば、先ほどの説明にあったとおり、大地震が起きたときというのは、この350ガルを見ないといけないという認識で、今回はそこが赤字だったから液状化のおそれが高いというふうで判断されたのかというところをお聞きしたいです。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 今回350ガルまで、その強度を大地震のところまで広げて見ているわけなんですけれども、その部分といいますのが、今回、改めて擁壁工事を実施する前に、その擁壁の下部分をジャストボーリングしたときに自沈してしまうような、何も貫入試験って、おもしろを上から落として測っていくものありますけれども、その負荷をかけない状態のままの状態です。自沈してしまうような軟弱地盤ですか、そちらのほうを確認されたことから、350ガルというような部分も含めて調査を実施したというような形で確認しております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

これ南側敷地の崖のところ、こういう負荷がかかって、350も見てということで、こういう対応を取ったと思うんですけれども、そうすると今度北側の今やっていたところも、実は液状化のおそれあるんじゃないかなという疑問もちょっと出てくるんですね。

そうなったときに、前は、01のほうは安全率200ガルのところしかやってなかったと思うんですけれども、この350まで上げるというのは、新たに調査をするということが必要なのか、もしくはボーリング調査の結果によって数値の計算で出るものなのかというのを知りたいです。お願いします。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） こちらのほう新たな調査ということではなく、卓上の計算で算出できるような形となっております。

○委員（深井優也君） それでは、その卓上の結果ではどのようなふうになるのでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 計算の結果としましては、No. 4を除いては、一部の震度で1を下回る、つまりは液状化の F_L の値ということであれば、一部の震度において1を下回る、つまり液状化の危険があるというような結果は出ております。

○委員（深井優也君） それでは大地震のときに液状化が起きる可能性があるというふうにも読み

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

取れるんですが、その点に関して、今既に北側は着工していると思いますが、何か手だてとか、何か追加の対策が必要とか、そういったお考えはあるのでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） こちらの液状化の安全率 F_L が1以下であっても、土層の深度であるとか、層の厚み、非液状化層の存在等によって構造物に与える影響度は、その危険度がかなり異なったものになるということを聞いております。

その中で P_L という数値で、その箇所における液状化の危険度判定をしているものがございます。その結果としましては、ゼロであれば液状化の可能性がかなり低いよというような結果になりまして、5未満であれば低いという結果ですね。5以上であれば高くなりまして、15以上であれば、かなり高いというような液状化の可能性が指摘されるわけなんですけど、今回、委員御指摘の北側の敷地ですか、こちらにつきましては、全ての地点において5未満となっておりますので、液状化の可能性は低いというような結果となっております。

○委員（深井優也君） 液状化の可能性が低いというところの判断をしたということは分かりました。

ただ、下のほうで350ガルの数字が出たときに、これが全部赤字になっているよという追加資料を頂いて、なおかつ今の答弁で同じように350見ると1を切ってしまうというふうに、その数字の比較だけを見ると、こっちも危ないのではないかという考えもできなくはないのかなとは思いますが。

そこに関しては、南側と北側の地理的要件で、崖寄りというのと、こっちの北側のほうは道路からちょっと離れているというところもあるので、全く同じような感じではないんだろうなというふうには私も理解しているんですけども。とはいえ、北側のほうでも東寄りの建物として、低層棟が2つ、高層棟が1つ。あと自家用給油施設もあると思うんですけども、この辺の建物とか施設自体で、柱状改良とか、柱をつけたりとか、そういったことで対応というのはどういうふうにされているのかというのを知りたいんですけども。ちょっとすみません。分かる範囲でよろしく願います。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 北側の建物の構造的な強度の措置ということでお答えさせていただきます。

こちら、庁舎と車庫、高層棟と自家給油施設については、深さは異なりますが、同じように柱状改良の地盤改良を実施するような形で、施工のほうも既に実施をしております。

低層棟1と低層棟2につきましては、当初の調査に基づきまして、特に地盤改良必要ないというような結果が出ておりまして、その中で施工していくような段取りとなっております。

○委員（深井優也君） 建物のほうもちゃんと確認をした上でやっているということで安心いたしました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それで、今度、また南側のほうなんですけれども、防災倉庫、こちらのほうの建物の建築予定だと思えますけれども、こちらのほうの建物はまだこれからだと思えますけれども、どういう予定でやっていく予定なのかというのが分かればお願いします。

○資産管理課長補佐（荒井勇君） このたび南側敷地の工事、御可決いただきましたら、4月から工事を再開いたしまして、擁壁を6月いっぱいをめどに完了させる予定であります。

そうしますと、4月頃に擁壁の上の建物のための地盤調査をする予定でして、そこでの調査結果を基に建物の基礎形状ですとか、改良が必要ですとか、そういったものを検討して計画して進める予定としております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

今回ジャストボーリング、新たに6か所やっていたと思えますけれども、これのほかにもまたボーリング調査をするということでしょうか。

○資産管理課長補佐（荒井勇君） 今回計画しています建物が、分団倉庫とあと防災備蓄倉庫ということで規模が比較的小さなものになりますので、ボーリングの調査ではなくて、少し安価にできるスウェーデン式サウンディング調査というもので地盤の状況確認をして、基礎の形状を決めていく予定としております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

今、建物の材質かな、その判断手順のことの説明かなと思えますけれども、これ庁舎とか、低層棟とか、高層棟とか、この辺の防災倉庫も含めて、全部それぞれどういう材質のもの、重いやつと軽いやつというのがちょっと分かんなかったですけど、それって説明できますでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 消防北側敷地の消防施設についてお答えさせていただきます。

まず、庁舎と車庫になりますが、鉄筋コンクリート造2階建てで一部鉄骨造になっております。

続いて低層棟の1、こちらが図面上、敷地上北側のほうにある建物になりますが、こちらが鉄骨造。低層棟2のほうは、こちらが鉄骨造。高層棟が地上5階建ての建物になりますが、こちらは鉄筋コンクリート造になっております。

○委員（深井優也君） となると重い材質の棟に関してはちゃんと改良をした柱を作っているということで、今度南側の防災倉庫とかは、調査をして軽いものだから、先ほどので十分だろうということで、それぞれの建物の耐荷重とかそういうのをちゃんと計算した上で、それぞれ対応しているということで大丈夫でしょうか。

○資産管理課長補佐（荒井勇君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員（深井優也君） 分かりました。ありがとうございます。

柱状改良という言葉が結構出てきちゃっていて、ちょっと混乱しているところもあるかなと思えますけれども、建物の下というのは柱としてやる柱状改良であって、今回、話として出ている崖

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

のところというのは、土砂が流れないように柱をいっぱい密にして壁にするというところで、意味合いの違った柱状改良をしているという認識でよろしいのでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 南側敷地のほうは、議案資料でもお示しさせていただきましたとおり、隣の柱状体と接するような形で、ブラインド、壁にするような形ですね。そういうような形で作るので、液状化による円弧滑りとか、そういうようなものを防止していく主眼というのが一番のものでございます。

北側のほうの施設につきましては、重さとか、そういったものを加味した中で設計いただいた中で地盤改良していくような形になっております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

今回、2年ぐらい前でしたっけ、土砂が隣の林を抜けて隣家のほうに迷惑がかかっちゃったというのも聞いておりますので、こういうことが起きてしまったなら、臨時会でもお話ししたと思うんですけど、しょうがないのでやるべきかなというふうには思っております。

その壁を造るというところで再度ちょっと確認なんですけれども、今度頂いた資料の03番の柱状改良の実施方法について。こちらで見ていただくと、最初のほうは写真ですごく分かりやすく、柱状改良というのはこういうものだなというのは理解できました。

最後のページ、4分の4ページ、擁壁展開図ですかね。こちらのほうの見方をちょっと改めて確認したかったんですけれども。柱状改良の実施方法についての4分の4の図面で、今回、D_s1のところの、こちらが洪積層、砕砂とか粘度混じり砕砂とか、そういったところの層の中心部分に水色で網かけがされております。これが液状化のおそれがあるエリアという認識でよろしいのでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 委員おっしゃるとおりとなります。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

その上に網がけで、今度は赤い斜線ですね。これが各層で柱状改良をやっているんですけれども、これ長さがそれぞれ違うというのはどういった理由なんでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 擁壁に合わせている形になるんですが、擁壁の頭はグランドレベルで一定になるような考えでおります。

ただ、もともとの地盤面に凹凸がありますので、ある程度のスパンで区切った中で、そこによっても地盤の強さも違いますので、地盤の凹凸面に合わせて擁壁の長さが変更になっている部分ありますので、そこに合わせて、必要な柱状体の地盤改良をしているような関係で、このちょっと赤の斜線の部分の凸凹が発生しているような形になっています。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

上の位置がそろっていないというのは、今の説明でよく分かりました。Bの層に合うようにみた

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いな感じで、一定の理解は分かるようになっていきます。

下の層がそれぞれ場所によって違うというのは、水色の液状化のところよりも超えて、どこの深さまでやっているのかという、これの何か基準みたいなのはあるのでしょうか。下側の層です。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 柱状改良の深さの違いをおっしゃっているところかなと思うんですが、全体で11メートルから大体16メートルの層になっておりまして、こちら、その場所においてある程度地盤のN値のいいところに当てているというような形になります。地盤の支持力があるところを狙って、その深さまで柱状体の形成をしているというような地盤改良の方法になっております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。今の説明で。

では水色の液状化のおそれがあるところを越えて、それぞれN値、グラフで出ていますね、固い支持層のところに行くまでのところをちゃんと網羅しているということで認識しますが、それでよろしいのでしょうか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 委員おっしゃるとおりです。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

では、建物のほうも、今回この液状化のおそれもあるという前提の下、今回杭も来年度でちゃんとやってくというところも説明で理解できましたので、ありがとうございます。

今後、ここ道路がもし延長していったりとかというときも、もちろん液状化が今回起きちゃったというのでも理解した上で、今後考えていくのかなと思うんですけれども、今後の展望と、そういうのはありますか。

○総務課長補佐（勝矢秀樹君） 今回私どもの管轄している南側敷地において、調査においてこのような状況が出た部分につきましては、所管課のほうにも情報共有しております。その今後の対応については所管課のほうで検討していくこととなりますので、情報共有を図りながら進めていってくれるものと考えております。

○委員（深井優也君） ありがとうございます。

ぜひそこを横断的に、道路課、資産管理課、消防本部、皆さん協力して、本当に安全であるというのは一番大事なところかなと思いますので、引き続き検討していただきたいと思います。市民のため、よろしく願います。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

議案第16号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 2 時 1 3 分休憩

午後 2 時 1 8 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 8 分休憩

午後 2 時 1 8 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

これより順次採決いたします。

議案第 3 号、我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（木村得道君） 起立多数と認めます。

よって、議案第 3 号は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 9 分休憩

午後 2 時 1 9 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

続きまして、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 1 4 号及び議案第 1 6 号につきまして一括して採決いたします。

議案第 1 号、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、議案第 4 号、我孫子市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号、我孫子市職員の育児休業等に関する条例及び我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号、我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 4 号、我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、工事請負契約の変更（（仮称）我孫子市湖北消防署南側敷地造成工事）について、以上議案8件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（木村得道君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 1 分休憩

午後 2 時 3 4 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

澤田敦士委員より本日の委員会を早退する旨の届出が提出されましたので、御報告いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに消防本部に対する質問に入りますが、消防団の基本計画について発言を求められておりますので、これを許します。

○警防課長（齋藤誠君） 所管事項前にお時間をいただきありがとうございます。

我孫子市の消防団組織改正基本計画を策定しましたので、計画の概要について消防本部警防課より御説明をさせていただきます。

計画の説明については、タブレット内の我孫子市消防団組織改正基本計画と消防団組織図の新旧対照表に沿って御説明をさせていただきます。

それでは我孫子市消防団組織改正基本計画を御覧ください。

はじめに、基本計画の主な構成について御説明しますので、目次を御覧ください。

基本計画については、第1章から第3章までで構成されております。

第1章では、計画の策定に至る経緯や趣旨を記載しております。

次に、第2章では、消防団の現状と課題を記載しております。

最後に、第3章では、第2章での消防団の現状と課題を踏まえた消防団組織の改正について記載しております。

それでは1ページ目を御覧ください。

1、計画の趣旨について御説明をさせていただきます。

近年の複雑多様化する災害等に対応するため、地域防災の要である消防団への期待はますます高まっていますが、社会環境の大きな変遷等により、全国的に見ても消防団員数の確保が難しく、今後も消防団員数は減少していくと予測されております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

我孫子市消防団においても、「我が街は我々で守る」の精神の下、消防団員が一丸となって活動していますが、消防団員の確保が難しく、消防団員定数を満たしていない状況が現在まで続いている現状であり、今後の市内の人口推移等を踏まえ、消防団組織運営にも影響を及ぼすことが懸念されることから、未来を見据えた消防団組織の改正が必要となります。

このことから、将来の消防団体制の在り方を調査検討する専門的な委員会を設置し、各地区から推薦を受けた消防団員等が委員となり検討を重ね、我孫子市消防団組織改正基本計画の素案を策定しました。この素案を基に、消防団本部役員と皆様と十分に協議を行いまして、将来を見据えた適正な規模で活力ある消防団体制を確保できるよう消防団組織を改正するため、我孫子市消防団組織改正基本計画を策定しました。

次に、消防団の現状と課題について御説明をさせていただきますので、4ページを御覧ください。

4ページの図3を御覧ください。

この図3は、現在の消防団組織図となります。

現在の消防団組織については、1消防団本部、6方面隊、21個の分団が配置されております。

消防団員定数については、消防団本部役員10人と各分団についてはポンプ車配置分団が13人、小型ポンプ積載車配置分団が12人となり、合計の消防団員定数が266人となる消防団組織です。

なお、現在活躍しております女性団員については、消防団本部付団員として活動していただいております。

この組織は、発足当初から様々な消防団機構改革を経て、昭和59年に現在の基となる消防団体制となりました。

また、現在の消防団の市内の管轄地域は、5ページの図4のとおり、分団ごとに管轄区域が指定されており、地区で発生した火災等に対応しております。

次に、現在の消防団員定数266人に対する消防団員数の状況について御説明させていただきますので、11ページの図9を御覧ください。

図9は、消防団員数の推移を示した図となります。

昭和59年に現在の消防団体制である消防団員定数266人となり、様々な消防団員募集活動等を実施しておりますが、昭和63年から令和6年の現在に至るまで消防団員定数を満たしていない状況が続いており、13ページの図10のグラフで示したとおり、社会環境の変遷等により消防団員が減少しております。

これに併せ、我孫子市の人口の推移についてですが、14ページの図11を御覧ください。

本市の人口の推移を見ますと、図で示したとおり、市の人口も減少していくことが予測されております。

次に、16ページを御覧ください。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

当計画の中で、専門的な委員会の設置と開催状況について記載しました。

消防団員の確保が難しい状況等を踏まえますと、今後、消防団組織運営にも影響を及ぼすことが懸念されることから、将来の消防団体制の在り方を調査検討する専門的な委員会を設置し、調査検討を重ねました。調査検討の中で、各地区の分団の運営状況等を調査した結果、ほとんどの分団で消防団員の確保が難しい状況や、現在でも分団の運営が難しい地区があることなど、地区の実情が把握できました。この地区の実情や市内の分団の配置状況等も含め、将来の消防団体制について調査検討を行い、当計画の素案を策定しました。

次に、１９ページを御覧ください。

専門的な委員会で策定した当計画の素案を基に、消防団本部役員の皆様とも十分に協議を行いまして、図１３の消防団組織図（改正後）のとおり、適正な規模で活力ある消防団体制を将来に確保できるよう消防団組織を改正しますので、改正後の消防団組織について御説明をさせていただきます。

まず初めに、１６個の分団配置について御説明をさせていただきますので、２３ページ以降に添付してあります別紙１、消防団の消防力を示す考え方についてと、別紙２、２１個分団配置による消防力を示した図（改正前）を御覧ください。

現在の防災拠点となります全ての消防団器具置場の配置を、別紙１に記載があります国の消防力の整備指針を踏まえ算出した１個の分団が有効に活動できる範囲を示した半径１キロメートルの円で包含し、配置状況を確認しますと、別紙２、２１個分団配置による消防力を示した図（改正前）のとおりとなります。図で示したとおり円が重なり、消防力が偏っている地区があるのが確認できます。

消防組織改正を進めるに当たり、分団の配置についても市内全体に焦点を当て、消防力に偏りのない均衡の取れた分団配置に改正する必要があることから、分団の運営が難しい地区の実情や地区の地理状況、近隣分団同士のつながり等も踏まえ、分団の再編等を行いまして、次のページにあります別紙３、１６個分団配置による消防力を示した図（改正後）のとおり、消防力に偏りのない均衡の取れた分団配置に改正します。

なお、分団名称については、組織改正に合わせ、我孫子市の西側から東側へ統一感のある整理された名称へ変更します。

次に、分断配置改正後の方面制度の再編強化と管轄区域について御説明しますので、２２ページを御覧ください。

２２ページの図１４については、分団配置改正後の方面隊の編成と管轄区域を示した図となります。方面制度は、分団間による協力体制や援助体制を確保するため有効な制度となりますので、分団配置の改正に合わせ、方面隊についても改正前の６方面隊から４方面隊に再編を行い、各方面隊

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

に4個の分団を配置しました。

また、管轄区域については、改正前の分団ごとの管轄を廃止し、方面隊ごとの管轄を設定します。このことで流動的で柔軟性のある災害対応の体制が確保でき、方面制度の強化が図れます。

方面隊名称についても、組織改正に合わせ、新分団名称と同じく、我孫子市の西側から東側へ統一感のある整理された名称へ変更します。

次に、女性分団について御説明しますので、19ページを御覧ください。

改正前は、団本部付団員として女性団員を配置し、救急講習の指導員やイベント等の啓発活動等を中心に活動していましたが、さらなる活躍の場を広げるため、図13、消防団組織図（改正後）のとおり、団本部に女性分団を新設し、女性が活動しやすい環境を整備します。

次に、消防団員定数について御説明をさせていただきますので、同じく19ページの図13を御覧ください。

消防団活動時に指揮統制を行うほか、消防団組織を管理運営する消防団本部役員を改正前の10人から11人に変更します。これは消防団本部の指揮統制を明確にするほか、消防団体制の充実強化を図るため、副団長3人を2人に改正し、方面隊については、分団の再編等に合わせ、6方面隊から4方面隊に改正しまして、各方面に隊長1人から2人に増員し配置します。

各分団の定数については、改正前と同じく、ポンプ車配置分団が13人、小型ポンプ積載車配置分団を12人とします。

また、女性分団の定数については、現在増員傾向にある女性団員定数を考慮し、15人とします。

そのほか消防団OBを消防団本部付団員として配置する制度は、今後の消防団体制においても有効な制度となるため、引き続き実施していきます。

この図13のように、将来を見据えた適正な規模で活力ある消防団体制を確保できるよう、1消防団本部4方面隊、16個分団及び1女性分団を配置し、消防団員定数を合計222人とした消防団組織に改正するため、我孫子市消防団組織改正基本計画を策定しました。

なお、消防団組織改正については、令和8年4月を予定しております。

基本計画の説明は以上となりますが、消防団組織の改正状況を見やすくするため、別に消防団組織図の新旧対照表を作成しましたので参考にしてください。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

○委員長（木村得道君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきまして質問があればお願いします。

○委員（芹澤正子君） 御説明ありがとうございました。

再編されて、とても整った形になったと思います。

それで質問なんですが、消防団が今回かその前から統合された後の古い分団の機材など、建物や

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

機材があるかと思うんですが、それはどういうふうになりますか。

○警防課長補佐（津久井亮君） 車両資機材に関しては、現在21車両あり、改正後は16車両となります。車両の経年劣化の状況とか、あとは分団の皆さんの意見等も踏まえて、配置転換を行うことや車両の配置、更新計画も含めて、車両配置等の実施計画を作成していきたいと思っております。

○委員（芹澤正子君） ありがとうございます。

それと、女性の分団が現在10人ぐらいですか、定数を15人にして団本部付という形にしてあるんですが、この間から女性消防職員のための女性用の部屋なんかが随分きれいに確保されたと思うんですが、女性としての心遣いのあるような、要するに消防職員と一緒にどれかが使えているというようなことはないでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 女性消防団員については、会議や救急講習等あれば、消防団本部庁舎のほうに出向して対応していますので、トイレとかは使いますが、女性消防団専用の施設というのは現在ございません。

○委員（芹澤正子君） 分かりました。

○委員（深井優也君） 御説明ありがとうございます。

今まで団本部付団員というのは、説明していたら、ごめんなさい、繰り返しになっちゃうんですけど、何人ぐらいいて、そのうち女性分団が15人、実際にいて。違いますか。今、団本部付団員、何人ぐらいいるんですか。

○警防課長（齋藤誠君） 団本部付団員については11名いらっしゃいます。男性が1名と女性が10名います。

○委員（深井優也君） 今後、女性分団員も15人ということで、団員に今まで含めていなかったのを含めたということで団員数も増えているのかなと思うんですけども、この15人も、基本的に15人と定めた以上、それを充足するようにしていくと思うんですが、過去の記録で、何人不足しているみたいなこと書いてあったと思うんです。これも合算して今後書いていくということなんですかね。令和6年度は51人不足って書いてあったと思うんですけど、令和7年度からは、これ続きでそういうふうに書いていくのかということを知りたいです。

ページ数でいうと35ページ中の18ページ、目次だと。下のページだと12ページ。

○警防課長（齋藤誠君） この12ページの消防団定数の推移については、今までの推移をずっと示した図でありまして、今後222名になりますので、女性分団のほうも配置しますので、その含めた人数が222ということなので、これに近づけるよう募集活動等も実施していきます。

○委員（深井優也君） 説明ありがとうございます。その認識だったんですけども、令和7年度って書くと、一番左が222になって、今現在だとどういう推移になりそうなんですか、これは。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○警防課長（齋藤誠君） この基本計画を説明したんですけれども、その中でちょっと説明を言ったように、組織改正のほうは令和8年の4月をめどに進めているところでございます。

○委員（椎名幸雄君） 私どもの茅野議員から、今度分団がいろいろ組織替えをされたときの車両への表示ですね、いろいろありまして、その中で以前からお話がされていると思うんですけれども、各地域の名前、例えば下ケ戸とか、あるいは根戸とか、そういうポンプ車両の表示、そういうのをしていただきたいというような要望をしておりますので、その辺について御検討のほどよろしくお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 茅野議員も、この組織改正の基本計画を作成するに当たり、御協力いただきました。本当にありがとうございます。

椎名委員が言ったとおり、地域の名前なんですけれども、先ほど資機材、車両も含めて実施計画等をつくって、今後配置のほうを検討するということだったんですけど、その中も含めまして、車両のほうには地区名等を入れるかどうかというのを含めて、ちょっと消防団役員さんのほうと協議をして進めたいと思っています。

○委員（椎名幸雄君） よろしくをお願いします。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないようですので、ただいまの件以外の消防本部に対する質問をお願いします。

○委員（芹澤正子君） AEDについてお尋ねします。

令和7年度から中学生のうちに必ずAEDの講習を受けるということが、教育委員会との合意が取れたという現状に今あるんですが、新年度の中学生に対するAED講習の概要はどのようになっていますでしょうか。

これは、先日心臓疾患のある中学生が発作を起こしたときに、その学校の先生たち3人ぐらいが本当に素早い連携で人工呼吸をし、AEDを使って救急車に乗せ、助かったというニュースがありました。本当に中学生ぐらいまでの間にAEDの講習を全員が受けられるようになったということとは大きいことだと思うので、新年度どのようにされるかお伺いします。

○警防課長補佐（竹田義成君） 消防本部では小中学校からの応急手当チャレンジ講習の開催に伴いまして、学校からの要望に十分対応できるように、訓練用人形や訓練用AEDをきちんと整備しております。

来年度におきましては、まだ受講日のほうは決まっておりませんが、日程が決まりましたらきちんと対応させていただきたいと思っております。

○委員（芹澤正子君） 具体的にどうされるかはまだ決まっていないというのは、遅くはないでし

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ようか。

子どもたちは1学年ずつ4月から上がっていっちゃうわけですから、校長さんも替わることもあるだろうし、学校のプログラムも4月にならないと決まらないというのがあると思うんですけど、少なくとも消防のほうはその前に決まるであろうと思って、私はこの質問をしたんですが、早過ぎたんですね。4月以降じゃないと分からないんですね。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後2時56分休憩

午後2時57分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○委員（芹澤正子君） ありがとうございます。新年度になってから教育委員会のほうで決まらな
いと、こちらで決まらないというのが分かりました。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後2時58分休憩

午後2時59分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○委員（芹澤正子君） ロボットについて、すぐのお答えは無理なのは分かっていますが、ちよ
つと状況を説明させてください。

既に東京消防庁では都内5か所で、マルチコプターとか、いろんなロボットが、スーパーアンビ
ュランス、ハイパーレスキューとかって、電磁波の探知機、音響探知機、ファイバースコープなど
登載したカメラの映像で狭いところ行って、コントローラーで操縦して階段も上れると、そんなよ
うなものがもう既に働き始めています。

そのテレビの番組では、10年後にはどこの消防署でもロボットが働くようになるとありました
けれども、我孫子市でも、現状で少しでもIT化が進んだと思われるようなことがあったら教えて
ください。

○警防課長（齋藤誠君） 特殊な車両や無人走行放水装備など高度な資機材、ロボットみたいなこ
との位置づけしている配置については、今、委員のおっしゃるとおり東京消防庁や地域に応じた消
防本部が配置しているんですけども、本市の消防本部におきましては、現在そのような導入する
予定はございません。

ただ、今後も、高度な資機材等がもしあれば、他市の状況を踏まえまして検討していきたいと思
います。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 1 分休憩

午後 3 時 0 4 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

次に、市民生活部に対する質問をお願いします。

○委員（佐々木豊治君） お聞きいたします。

御案内だと思いますけれども、県のほう地域防災計画を修正されたようなんですね。54市町村、県内でいろいろあると思いますけれども、どのようなことが主に計画の修正されたんでしょうか。

○市民安全課長補佐（高橋晃君） 今回の地域防災計画の見直しは、主に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため、推進地域の指定基準にある震度6以上の地域として推進計画を作成していったもので、ほかに指定避難所以外に避難している人、例えば、在宅避難や車中泊ですね。こちらに対する情報収集、新たな土砂災害警戒区域指定に基づく避難場所、体制の整備、その他広域的断水の拠点給水や貯水タンクの対策、流域治水の推進等による水害予防対策の整備等、ほかにもあるんですけれども、このようなことを主に修正しております。

○委員（佐々木豊治君） 計画修正されて、我孫子市の場合はどのような形で考えられておりますか、現在。

○市民安全課長（寺田秀樹君） ただいま地域防災計画のほうは印刷に出してしまして、委員には3月末には渡せると思うんですけれども、あと令和7年度入りまして、地域防災計画のダイジェスト版という、ちょっとした冊子なんですけれども、こちらを5月の末ぐらいに我孫子市内5か所で自治会様もしくは自主防災組織の方たちを集めて説明会をさせていただきたいと思っています。

またハザードマップのほうも、もう既に配布をしておりますので、同時にそのハザードマップの説明も地域のほうにしていまいりたいと思っています。

○委員（佐々木豊治君） いずれにいたしましても、各自治会の会長さんとか、いろいろそういう形で配布すると思いますけれども、一般の早く言えば会員さんに、自治会長さんうまく回覧で回せばいいんですけれども、なかなかその辺が、御案内でしょうけれども、回らないんですよ。

だから、その辺はどういうふうに工夫していただけるかなと思っているんですけれども。

○市民安全課長（寺田秀樹君） やはりその説明会の中で、自治会様に入っている委員というか世帯分を配るというのはちょっと難しいことなので、やはり自治会長様もしくはその自治会の防災担

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

当、そういった方たちにまず市の計画がこういう趣旨なんだよということをまず理解していただきまして、あと、自治会及び自主防災部組織とかで、毎年防災訓練のほうを実施してくださいとお願いしておりますので、そういったところで、各地域で、市でやっていることを少しでも何か取り入れてもらえれば、それが住民に浸透すると思っております。

○委員（佐々木豊治君） 大変ありがとうございます。

広報でできれば、5月頃ですか、はっきりするんでしょうから。その頃までにちゃんと広報で、できれば記載して、市民の皆さんに理解できるようにしていただければなと思っていますけど、お願いいたします。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 広報に載せられるかどうかはちょっと別なんですけれども、ホームページには必ず出しますので、そういったところで、まず、説明会で周知をさせていただきたいなと思っております。

○委員（佐々木豊治君） 大変広報も記載する欄がたくさんありますから、なかなか大変だと思います。けれども、防災関係は非常に市民の皆さん関心あるんですね。広報室のほうに話して、できるだけ入れてもらうように、ひとつお願いしたいと思って、お願いいたします。

○市民安全課長（寺田秀樹君） そちらのほう、少し検討させていただきたいと思います。

また年1回、防災に関して第1面で防災の記事を載せたりしていますので、そういったところでも載せられるかなと思っていますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員（佐々木豊治君） 実は昨年11月に県のほうで調査した結果なんです。これは備蓄というか、食料とか水とか、54市町村、県内で調査した結果、例えば、避難所ですね。これ、二千三百、115か所のうち、3日分の食料を備蓄しているのが1割という程度だと言われているんですけれども、我孫子市のほうはそんなことないんですか。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 避難所となる学校の体育館とか、そういったところに防災倉庫を設けているんですけれども、一応100人分のまず備蓄食料を常に備蓄しております。

初期段階で、どのくらい来るかちょっと分かりませんが、それがもしなくなるようであれば、また近くのもう一つワンランク大きな倉庫のほうに行って、また食料を運び込むような形になると思います。

○委員（西川佳克君） 我孫子市の行政サービスセンターの業務についてお伺いいたします。

電話と、あと現場に行って少し職員の方からもヒアリングとか、いろんなお話を聞かせていただきました。

まず確認なんですけれども、本庁及び行政サービスセンター7か所あるということで、この令和7年4月1日から業務委託をしまして、令和7年と令和8年2年間で我孫子の行政サービスセンターの窓口、業務委託するというふうにお伺いしております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

まずその委託料が1億8,858万円の計上ということですが、これで間違いありませんか。

○市民課長（荒井康哲君） 委託料のほうなんです、2年間で1億5,000万円を切るぐらいな金額でございます。

○委員（西川佳克君） 1億5,000万円を切るぐらいと。

この中でどれぐらいの人数の配置の予定になるんでしょうか、その委託先の。

○市民課長（荒井康哲君） 委託事業者側の人数でございますが、18名雇用するということでございます。

ただ、18人が、いろんな勤務シフトによりまして、1日当たりは大体9名ぐらいが勤務するというのは聞いております。

○委員（西川佳克君） まず行政サービスセンターの業務時間、月・水・金の午前9時から午後8時と、それから火・木・土が午前9時から午後5時と。それからパスポート窓口があって月曜日から土曜日までは午前9時から午後4時30分と。これが一緒にサービスセンターのほうであるということなんですけれども、現在6名、7名で業務をされているというふうにお伺いしました。もちろんシフトがあるので、二部交代制というんですかね、あると思うんですが、今回9名当たり1日、増えるということと、あと、正職員というんでしょうか、その方と合わせたら、同じようにシフト的に月・水・金、火・木・土でこの時間帯と、これは変わらないんでしょうか。

○市民課長（荒井康哲君） 窓口開設している時間は変わりませんし、ただ窓口を委託した関係で、正職員は1名減らすような形を考えております。

○委員（西川佳克君） 分かりました。

その中で、例えばちょっとこれ数字、私、資料請求していないので分からないので、今答えられないのであれば、また後で資料頂きたいんですが、本庁舎及び我孫子の行政サービスセンターの令和5年度の年間の窓口に来られる延べ人数というのが分かれば、それぞれ本庁と、あと行政サービスセンター。

これなぜ聞くかという、たまたまそのときの話で、1日多いときは200人ぐらい来られるときがあるんですと。その人数が追いつかないというか、御存じのように、あそこを外でベンチというかシートというか、待っていただいて、そのローテーションをこなすのが大変だという話も聞いたんですけれども。まずどれぐらいの数が窓口にいらっしゃるのかというのを把握されているのかという統計、今もし無理であれば、後日で結構です。

○市民課長（荒井康哲君） ちょっと今手元に来場者の資料はないんですが、後日提出させていただきます。

○委員（西川佳克君） 何が知りたいかといいますと、多分これから3月、4月というのは、転入・転出、あるいは職業が変わる、入学するとかという形で、季節によって、時期によって、窓口

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

に来られる方、手続に来られる方が変わってくると思うので、先ほど言ったようにシフト制が2交代でいいのかどうかとか、人数の配置がこれからの確かどうなのかということと、あわせて3月24日からパスポートが偽造とか変造対策を強化するために、顔写真ページにプラスチック機材を採用して、窓口業務もひょっとしたらですけど、まだこれ分かりません、推測なので、多忙になるかも分からない。今、3名で対応されているというふうに聞いたので、このあたりや統計等、人数の整合性があるのかなということでお聞きしたいんですが、このあたりどういうふうを考えられているか。そのシフトとか職員と、あと業務委託の人数とか、このあたりちょっと聞かせていただきたいんです。

○市民課長（荒井康哲君） 当然やっぱり3月、4月というのは非常に繁忙期でございますが、委託事業者にお任せするようになりますと、1人の職員が、私は我孫子がサービスセンター側の職員で、市民課の証明発行をやっているだけの職員ではなくて、旅券のほうもマルチに動けるような職員を事業者側のほうで育成するということでございますので、今、当然係が分かれているような形になっていますが、委託後はマルチに業務をこなしていただける人材を置いていただけるということになります。

○委員（西川佳克君） その中で、これも質問させていただいたら、英語ができる職員の方が今1名いらっしゃるということをお聞きしましたが、この委託されたところのほうも、英語ができる方とかというのは、もういらっしゃるということで、採用される条件の何かあるのかどうか分かんないんですけど、その辺は確認されているんでしょうか。

○市民課長（荒井康哲君） 職員の採用は全て委託事業者のほうにお任せをしておりますて、その中でちょっと英語ができる方というのはまだ聞いておりません。

○委員（西川佳克君） 昨年私、これ窓口業務だけではなくて、外国人の方が増えているということで、今回の一般質問の中でも、あるいは私が前回した中でも、令和7年1月1日が3,647人の外国人の方がいらっしゃっていますと。昨年私が質問したときには、これ令和6年1月1日ですけども、2,867人。当時でいうと2.18%の外国人の方が、今、我孫子にいられていますよという話を聞いたので。

ちょっと懸念するのは、これ取材してきたら、日本グローバルビジネス専門学校体験、あそこの利根川をわたったウェルネスですね。そこからまた700人の外国人の、前に言ったように、あそこは日本語を学ぶため、そしてその後のビジネス専門学校に通わせるということで、今、700人のビザ待ちというふうに言われたので、またまたここ非常に人数が多くなると対応できるのかなという懸念もあったので、ちょっとお伺いしたんです。このあたりはいかがでしょうか。

対応するような外国人対策という言葉がよくないですね。要は、さっき言ったように入学とか、転入とかあるんですけども、そのあたりも含めて。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○市民課長（荒井康哲君） 今現実的に市役所の窓口でも外国人非常に多いんですが、日本語ができる外国人の方が連れて来ていただいて、一緒に手続をしているというような形です。

全く言葉できない方もいらっしゃるんですが、今、自国の言葉でスマホに言って、それが日本語に変換した画面を見せていただいて、それでお互い意思疎通を図っているというような状況で、今のところそれで何とか足りているような感じです。

○委員（西川佳克君） まず、そのあたり、またこれから外国人の方のいろんな手続も増えてくると思いますので、注視していただきたいと。

同じ中身なんですけれども、窓口に行くときに、これ前もお話ししたんですけど、市民の方から、ちょっと対応が悪いということじゃないんですけれども、市民との市民サービスの話の中とコミュニケーションがうまくいかないなというような方、あるいは御高齢の方で、手続だけじゃなくてちょっと余談話にもなったりとか。それから、行き方が分からないとかいう市民の声があって、これちょっと見にくいかも分かんないんですけれども、今、行政サービスセンターって言って、ここの中から紙といいますか、長いこの印刷したのが両方に出ているんですけれども、これはもう以前から多分いろんな方から指摘されているかも分かんないんですけれども、こういう掲示板とかプレートとか案内をするものというのは、何か改善できないものかどうかというのをお聞きしたいんですけど。

○市民課長（荒井康哲君） 私も市民課来てからずっとそのサインだなという感じはします。

やはりけやきプラザということで、外側に何かしら掲示できるのが難しかったのかなというふうに思います。窓の部屋の中からのサインというようなことでございますので、ちょっと私も、もう一度確認をして、より目立つ方法が何かないかというのを考えていきたいなと思います。

○委員（西川佳克君） ぜひ検討していただきたいんですけれども、以前、本庁舎のほうでも、窓口業務入ってきたときに、整理されるといいですねという提案もしましたし、今回、せっかくこの業務委託して新しく、皆さん市民の方が新しくなったというのを感じられるかどうか分かんないんですけれども、せっかく非常に、数字があれば私も多分すごい人が来ているんだろうなと想像はするんですけれども、けやきプラザの中で手続をすると、なかなかこの狭い場所で、コロナ禍の中で皆さん大変だったというのはよく聞いていますので。掲示板をデジタル化にして、その業者からデジタル化してもらった中でやるのか、それともこういったプレートを、県の施設ですからできるかどうか分かんないんですけれども、ぜひ見やすく分かりやすいものに変えていただきたいなというふうに思います。

もう一つ併せて、ここの前の窓口に行くところに、どうしてもこれちょっと私も気になるんですけど、すごい資料をこうやって、もうどれを見ていいのか分かんないぐらい置いていらっしゃるんですが、これは何とかできないですかね。募集だとか、手続用紙だとか、非常にこれ、まとめられ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ることができるのであれば、ここをまとめていただきたいと思いますと思うんですが。これ、いかがですかね、担当課として。

○市民課長（荒井康哲君） 恐らくなんですが、それ多分、千葉県のパンフレットじゃないかなと思うんです。我々市民課のサービスセンターの前に記載台とか出して、外で受付しているんですが、建物の外に関しては全て千葉県で、我々もテーブル、机出すのも全て県から許可をもらってやっているような状況ですので、市の配布物というのは、全てサービスセンター内に掲示だったり、配置をしているような状況です。

○委員（西川佳克君） すみません。勉強不足で。もし、外のほう、ポスターとかも貼っていた、ここにはちょっと写真撮っていないんですけれども、あったので。とにかく市民の皆さんがここに来て、職員の方が言われたのは約200人ぐらい、多いときは来ていますよと。分かりやすくしていただきたいということと。実際、手続に来られると、本当たくさんの方いらっしゃると思いますので、湖北から土曜日しか手続に来れないので来ましたというような御高齢の方もいらっしゃると思いますので。何が言いたいかというと、新しく業務委託して4月1日から行うのであれば、何か変わったなとか、あるいはその人数を増やして、市民サービス対応ができるようになるということであれば、ぜひそこは担当課として、市民の皆さんが分かりやすく手続ができるような施策というか、ホテルで言うとコンシェルジュみたいな形になると思うんですけれども、行っていただきたいなというふうに思いますので、そのあたりいかがですか。

○市民課長（荒井康哲君） 委託化することによって、やはり民間の接客スキルによって、窓口に来た市民の方の満足度の向上などが一番図れると思います。また、どうしても我孫子行政サービスセンター、狭隘な建物でございますので、今回事業者を選ぶに当たってプロポーザルをしたときに、お題の中にも、そういった狭いサービスセンターの中、どうレイアウトを組み直して使えるのかというところも結構すばらしい提案をしてくれた事業者でございますので。

ただ中身のレイアウトの変更については、この繁忙期終わってから、ちょっと手をつけるような形になるかと思っておりますので、そういったところは総合的に全部判断して、市民の皆様から見て、あ、変わったなというような評価を得られるように努力していきたいと思っております。

○委員（西川佳克君） 最後にします。ちょっと所管がまたがるので、副市長にお聞きしたいんですけど、建設部交通政策課とか環境経済部商業観光課とまたいでいきます。ちょっと写真で。

まずさっきの話で、人口が増える中、あるいはほかの駅から我孫子駅の我孫子行政サービスセンターに来る中で、まず、全く知らない人が来るという中で、駅を出る前に、ここ見にくいなんですけれども、北口のほうはつくし野国道6号線方面、我孫子市民プラザというふうに掲示板がうたっていて、左と右の矢印が。それで次に南口のほうは手賀沼と、市役所方面とけやきプラザ、この下に我孫子インフォメーションセンター、アビシルベと、プレートですよ。要は、本物じゃなくて、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

何かシールが貼ってある。

これで、あれ、私、行政サービスセンターに行くのに、どうしたらいいのかなって言って、ずっと動線をたどっていくと、今度下にインフォメーションセンターけやきプラザって、今度、インフォメーションセンターの案内が出て、その左側のほうを見ると、この下のアビシルベと、それからサービスセンターパスポート窓口と。ちょっと行くと、ここですね、けやきプラザの案内図が出る。

これって、よくよく考えると、各担当課がそれぞれ出したいところを掲示しているんじゃないかなと思うんですね。我孫子の行政サービスセンターに行きたいときは、動線をもっと分かりやすくして、あるいはＪＲのほうに交渉して、あそこのプレートのところをそこに新しく行政サービスセンターってつけてもらうようなことはできないのか。案内図に関しては、市として、いろんな課がまたがるので、それぞれ担当課が違うので分かんないんですけど、そのあたり市民サービスの向上に向けて、どういうふうにしていったらいいかということも、私も考えながらやっているんですけども、副市長としてこういう、ほかの自治体の事例なんかでいうと、駅降りたらすぐに行政サービスセンターに行けるような案内、掲示、動線というのを分かりやすくするところが多いんだと思うんですけども、この辺いかがでしょうか。

○副市長（渡辺健成君） 表示については場所、場所が表示が違っていると、見られた方が同じ施設かどうかって混乱すると思いますので、その辺は統一的な表示をするのが基本かなと思います。

あとやっぱりＪＲの敷地内についてはＪＲの御協力で表示もされていると思いますので、こういった形の御案内するのが一番いいのかというのは、ちょっと担当課のほうを含めて考えたいと思うんですが。ただやっぱり限られた表示スペースになりますので、観光で来る方、いろんな目的で来る方いらっしゃいますので、駅から来た場合、何を表示したほうが一番必要かということも含めて、どういった表示がいいかということは、一度関係課のほうと確認をしたいと思います。

○委員（西川佳克君） ぜひまた時間がありましたら、本当に分からない人が我孫子駅降りたときに、動線あるいは掲示板を見ながら行くときに、これで大丈夫かなというふうになんて私は疑問を感じる場所。別の方に聞いたら、西川さん、そんなのグーグルで、全部見れば分かるじゃないというふうに言われて、あ、そうという、それまでなんですけれども。そうではなくて、やっぱり御高齢の方とか、グーグルマップ使えない方も、ちょっと言葉悪いですけども、ググれない方もいらっしゃるので、そのあたり案内の掲示板の出し方、掲示の出し方というの、もう一度いろいろと調査研究していただきたいなと思いますので。特にこの下のところ、これ本当に、なんでこのシールみたいなので終わっちゃっているのかなというふうに思いますので、そのあたり、今すぐということではないんですけども、より分かりやすく案内ができるようにしていただきたいなと思いますので、要望です。以上です。

○委員（椎名幸雄君） 先ほど、今、我孫子は外国の方が多く、三千何名になっていますけれども、

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

各窓口で翻訳機を御利用になっているのかどうか。その辺についてちょっとお伺いしたいんですけど。

○市民課長補佐（加崎麻美君） 今現在は設置はしておりませんが、先ほど申したとおり、外国人が来た場合は通訳者がついてきたりとか、あと電話サービスで、外国の方の通訳なんかも使えるようになっておりますので、今それを活用して御案内している最中です。

○委員（椎名幸雄君） 今、翻訳機もかなり安価なものも出ております。また高性能の、たくさんの7つ、8つの言語を翻訳するような翻訳機がありますので、やっぱり一番早いと思うんですよ。窓口で翻訳機があつて、外国の方は三千何百人、我孫子いらっしゃいますけれども、それを使うことによって業務というか、お話が早くできると思うんですけども、その辺ぜひ予算というか補正でも何でもいいですけども、予算つけてやっぱり窓口で翻訳機を置いていただいたほうがよろしいかと思うんですが、副市長いかがでしょうか。

○副市長（渡辺健成君） 窓口の状況によるかと思うんですが、経常経費が非常に厳しい状況ですので、どれぐらいの使用頻度があるかというのを見た中で、やはり翻訳機がないと窓口が回らないよと、そういうような状況であれば補正予算でも対応したいと思うんですけども、まず窓口の状況を確認して、今、市民課からありましたように、何とか職員が工夫して、できているということであれば、その形で進めさせていただいて、全てあれば一番いいんですけども、やっぱり限られた中で投資をしなくちゃいけないということもありますので、状況を見て、窓口が支障にならないような形で対応していきたいと思います。

○委員（椎名幸雄君） やはり職員の業務軽減にも、それは効率化になると思いますので、ぜひその辺は検討させていただいて、各窓口で、特に外国の方が多くいらっしゃるセクションというか、窓口からやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○委員（深井優也君） ちょっと関連になるんですけども、一般質問でも言ったとおり、アプリを今回から導入しますよね。こういうのというのは、確かに窓口でタブレットとか1つ置いておいてもいいのかなというふうに思っているんですけども、今現状で、翻訳するときのスマホとかタブレットというのは、職員の個人的な携帯とかでやっていることもあるんですかね。

○市民課長（荒井康哲君） どちらかというと私どもの端末というよりは、窓口に来た方が自分で翻訳アプリを開いて提示していただくというのが多いです。

○委員（深井優也君） 我々もこうやって貸与をしてもらったり、最近はどう進んでいくのかなと思うので、窓口でタブレット1つというの、何もないときに、しかも拡大して見れるというのは、高齢者の方も見やすい部分もあるかなと思うので、そういうのも検討を今後していただけたらなとは僕も思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 6 分休憩

午後 3 時 4 5 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

次に、企画総務部に対する質問をお願いします。

○委員（西川佳克君） 今回の施政方針演説と、あと一般質問の中に出てきたんですが、財政部から企画総務部に移管したということのふるさと納税について伺います。

一般質問の中で、今回お米を出すようなことをお話しされていたんですけども、検索サイト、ポータルサイトですね、具体的にもうちょっと詳しくこのあたりについてお聞かせ願いたいんですが、お願いいたします。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 3 時 4 6 分休憩

午後 3 時 4 6 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

答えられる範囲で結構です。

○企画政策課長（吉岡朋久君） 4 月から年度が変わりまして企画政策課のほうでふるさと納税の所管をさせていただく予定となっております。

お米に関しまして、一部さきの議会で話が出ていたと思うんですけど、例えばなんですけど、今ですとお米の価格が高騰というところで、返礼品としての注目が今ちょうどタイミングとしては集まっているというところで、今後その年々にもよると思うんですけど、注目度の高い商品といいますか返礼品に対して、市内で出荷等で返礼品としてできる可能性があるものについては、随時アンテナを張りながら検討して進めていきたいと思っております。

○委員（西川佳克君） 財政部から変わるということなので、ちょっと担当課のほうで分かる範囲で答えていただきましたが、その次に、秘書広報課のほうで今担っているシティプロモーションのことで、広報業務と連携を強化していきますよということで、同じように、お話の中で返礼品の開発やPRを進めていくというふうに述べられているんですが、どんなふうに具体的にその開発とかされていくのか、分かる範囲で結構ですので、お答えください。

○企画政策課長（吉岡朋久君） これまで財政部のほうで担ってございました返礼品開発については、

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

中間事業者等も通しまして我孫子市内の店舗、生産者等に開発、商品の提供というところを中心に動いていたと思います。

企画政策課でも今まで財政部が一つずつ積み重ねてきたものを継承していくというところは変わりはありませんが、それに加えて、より企画総務部として、他市町村、成功事例というものも多くありますので、それらの研究をさらに進めさせていただいて、その中で我孫子市に合った返礼品というものを、開発の可能性についてから検討して新たな、場合によっては市が積極的に事業者と協力をして何か開発をするという可能性があるんでしたら、そういった分野も含めまして検討をしていきたいと考えております。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

まずその開発を考えるという中で、具体的にまだそれは何かを作るとか、生産するとか、体験型だとか、さっきのお米もそうですけれども、何か特化したものをこれから伸ばしていこうとかというのは具体的にあるんですか。

○企画政策課長（吉岡朋久君） 体験型というところが、今、委員おっしゃいましたけど、体験型は確かに返礼品として、例えば観光地とか、いろんな分野でもそうなんですけど、返礼品としての用意としては、かなり実績はあると思います。

我孫子市でも、農業体験等とかの可能性ももちろん多くありますし、ひいては最終的には手賀沼等の自然を活用したというところまで持っていければいいんですけど、そこに行くまでには様々な課題と多分野にわたって調整が必要となってきたりとか考えられますので、今既に動き出している、何か特質な返礼品というところの想定はまだ正直言ってできておりません。

また、我孫子市の地理上で、例えば成功事例でよく見られます市町村が工場を誘致して、事業者を誘致してというところの問題になりますと、我孫子市の土地の形状の問題というところで、なかなか住宅地として発展した我孫子市として、まとまった誘致する土地というところの問題が必ず出てきますので、そういったところの可能性も含めて一つずつ進めていこうと考えております。

○委員（西川佳克君） これ、もしかしたら相当前の議員の方が提案されたかも分からない。ちょっと私、全部読み取っていないんですが、水面利用ということで手賀沼のほう、権利が県のほう、あるいは許可が県のほうということで、柏市さんもいろいろ考えていると思うんですけども、ヨットとかカヌーとか、それからジェットボート、そういったのがこれ慶應大学とあともう一つどこかが今ちょっと使っているということなんですけど、そういう水面利用を体験型にするようなものというのは考えていらっしゃるか。あるいはもう全くそういうのは考えていませんよとか、県のほうの許可がないとそういうのはできませんよとか、そのあたりはいかがですか。

○企画政策課長（吉岡朋久君） 現段階で手賀沼の水面利用の何か具体的な案があるかという、現段階ではありません。ですが、水面利用の可能性について、県のほうでも手賀沼をもっと活用で

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

きるようにという取組は始まっております。

ですので、ただ一方で自然を守っていくというところの分野もあります。なので、そこでの共存というところもしっかりと視点に入れた上で、どのような活用が県と共同で担って、ルール等にとってやっていけるのかということも含めて、可能性を否定するものではないと考えております。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

○委員（深井優也君） すみません、関連なんですけれども、前回の議会のときに、地域活動の推進の関係で議案が出ていたかなと思ったんですけれども、それによって、ふるさと納税の寄附先とかで、地域の市民活動の推進とかということも増えていくのかなと思うんですけれども、それに対して今後方向性として、新しいものなので何かその調査会みたいなのを開いてやるべきかなと思うんですけれども、例えば、市民活動やっている団体にどうPRしてくのかとか、何かそういったところの考えているところとかってあるのか、お聞きしたいです。

○委員長（木村得道君） 暫時休憩します。

午後 3 時 5 3 分休憩

午後 3 時 5 4 分開議

○委員長（木村得道君） 再開します。

○企画政策課長（吉岡朋久君） 御質問のありました市民活動に関して、基金に関しましては、企業版ふるさと納税というところのほうで寄附の受入れを予定しているものとなりますので、ただいまの先ほどお話のふるさと納税とはちょっと違う受入れの方法となります。

○委員（深井優也君） 失礼いたしました。企業版ふるさと納税のほうでの考え方というのは聞いても大丈夫ですか。

○企画政策課長（吉岡朋久君） 企業版ふるさと納税で寄附を頂いている場合なんですけど、寄附を頂ける方々の当市の地域再生計画に基づいて、どこの分野にこの寄附を使って、我孫子市をよくしてくださいというような、寄附目的を明確に頂くことが多くなっておりますので、その寄附者の意向に沿った事業費に充てさせていただいているというのが企業版ふるさと納税となっております。

○委員（西川佳克君） 最後になるんですけれども、秘書広報課のほうで本当にホームページとか、あとは広報あびことか、ここ数年どんどん変化しているなど、目に見えて思うんですけれども。新年度、令和7年度の4月から、何かホームページとか、「広報あびこ」とか、あるいはそれ以外のものに関して特化したとか、新しくなるとか、そういったものはありますでしょうか。

○広報室長（藤代健一君） ホームページのトップページのリニューアルも行っておりますので、今回、新年度新しく行いたいのが、今回も政策で予算計上しておりますアプリを使った配信サービ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ス、そちらを考えております。

○委員（西川佳克君） 具体的にどんなアプリでどんなことを皆さんに使っていただくようにするのか、お聞かせください。

○広報室長（藤代健一君） 主に「広報あびこ」紙媒体なんですけれども、そちらをアプリで配信することによって、プッシュ型、発行日に市民の皆様、アプリをダウンロードした方にお届けできるのと、その広報なんですけど、多言語にも翻訳できます。8言語の翻訳と、あと外国人の方は、その8言語をさらに音声で聞くこともできますので、そのようなサービスを考えております。

○委員（西川佳克君） それは今、多言語、8か国という話になりましたけれども、先ほど言ったいろんな申請手続も同じように、そのアプリを使えば翻訳できるということですか。それとも全く、PR、広報としての言語で見るということですか。その手続とか申請にも関係してくると。ちょっとその区別というのは教えてほしいんですけど。

○広報室長（藤代健一君） 申請との連動はしていないんですけれども、例えば今度企画政策課でつくる外国人のための易しい日本語の案内チラシなども、そのアプリで配信することによって多言語化できたり、議会だより、保健センターの御案内なども、多言語翻訳することができます。

○委員（深井優也君） 何度も関連で申し訳ないです。一般質問でもちょっとお聞きした中で、多言語に対応できるということで、8言語ですよ。今、我孫子市で一番増えているのは多分ネパール人だと思うんですけれども、たしかお聞きした中では、ネパール語への対応はしてなかったかなと思うんですけど、こういうのというのは今後順次増やせるものなのか。それか、もともとそういう仕組みの中でやっているのか、増やすことはできないのか知りたいです。

○広報室長（藤代健一君） 業者にも確認したんですけれども、今のところネパール語への対応はできないということで、8言語のままということをお聞きしております。

○委員（深井優也君） その対応というのは、実際に当市が使うようになったら、当市から要望して増やしてくださいってやっていくものなのか。それか、実際に利用している方が直接、これにも対応してくださいみたいな要望が出せるものなのかというのは分かりますか。

○広報室長（藤代健一君） 要望はしていきます。県内でも今9自治体が導入しておりまして、全国でも300自治体はそのアプリを導入しております。そういう事例からもあると思うので、そこは改めて我孫子市としてネパール語のほうは、業者のほうには伝えていきたいと考えております。

○委員（佐々木豊治君） 関連というよりも、聞こうと思っていたんですけれども、この間の本会議でもお聞きしているんですけれども、答弁によるとデジタル化という形でどんどんやっていくということなんですけれども、私はそれは大変いいことなんですけれどもね。基本的には今、高齢化社会で、先ほど申し上げましたけれども、65歳以上の方が少なからず4万三千何がいっぱいいるんですよ。その方々に対して、見てもらうという仕組みをもう少し研究してもらいたいと、私

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

思ったんですけれども、その辺どう思っていますか。

○広報室長（藤代健一君） 一般質問でもいろいろ御意見いただきました。そんな中、今、駅での配布も始めまして、我孫子駅、湖北駅、新木駅、布佐駅、天王台駅も3月6日から配布を始めました。思った以上に多くの方が手に取ってくれておりますので、まずそのような幅広く手に取ってもらえる、紙媒体を手に取ってもらえる方法を随時考えていきたいと思っております。

○委員（佐々木豊治君） 室長、これ私の6日、答弁をちょうどいただいたのは、特に東部地区の5か所ね、成田線沿線。今話聞いたら、もう見てもらえるようになったと。しっかり駅に置いてもらえるようになったということなんですけれども、ちょっと食い違った面があったもんですからね、私も再質問をしなかったんですけれども。

そうすると、天王台、湖北、新木あるいは布佐とかずっと5駅、そうすると6日から完全に乗客の方が広報をもらっていけるような形になるんですか、完全に。

○広報室長（藤代健一君） 駅での設置を、東我孫子駅はどうしても置けないんですけれども、ほかの駅は設置をしましたので、東我孫子駅以外の全部の駅で手に取ることが可能となっております。

ただ思った以上に、広報、皆さん手に取ってくれますので、その追加の方法を今後要検討だなと思いました。

私も昨日、新木駅を夕方に見に行っただけなんですけれども、もう広報が2部しかなかったということで、今日、選挙管理委員会が回るということで、御協力を得て、そういう駅での補充も行っているんですけれども、やはり今後そういうところは検討になるんだなということを改めて実感したところですよ。

○委員（佐々木豊治君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、各駅ごとに乗降客によっては部数も違うと思いますが、大体何部ぐらい置く予定なんですか。

○広報室長（藤代健一君） 今実際にどれだけ取っているか測定しております。我孫子駅ですと大体300部ぐらいはなくなっているのと、湖北、新木、布佐ですと100前後。天王台はまだちょっと始まったばかりなんですけど、やはり100前後なくなっているんですが、そこは特集号用にちょっと多めに印刷して、うまく今ほかの余っているところから回したりして配架しているんですけれども、その仕組みづくりもちょっとしっかりと検討して、なるべく駅に設置できるような方法を考えていきたいと思えます。

○委員（佐々木豊治君） ありがとうございます。

いずれにしても、なぜ私聞いたのかというと、既存の近隣センターとか公民館とか、そういう公共施設のところは、ほとんどもう大体2日、3日でなくなっちゃっているんですよ。ですから既存のそういうところが部数が少ないせいか私分かりませんが、あるいはお客様が、市民の方が

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

持っていく方が多いのか、私は分かりませんが、もう少し部数を置いていただきたいと思います。その辺どうですか、検討できないでしょうか。

○広報室長（藤代健一君） 近隣センターもおかげさまで皆さん手に取ってくださっているということで、広報がなくなっているということで、今、委員から御意見いただいたんですけれども、やはり広報を近隣センターに置くことによって市民が集まって、コミュニティづくり、活性化につながると考えております。

そこはしっかりと配架して、なくなるところ、広報がなくなるところをしっかりと調べて、実際その場所に合った、適した数量を配架していきたいと思っております。そこで、印刷の増が必要であれば、そこはしっかりと検討していきたいと考えております。

○委員（佐々木豊治君） この提案したんですけれども、この間の人が出入りするところね、つまりコンビニなんかはどういうふうな計画を持っているのでしょうか、例えばの話。予定が、今後、課題ですけれども。

○広報室長（藤代健一君） 委員の質問、部長とも答弁の中で話があった後に、今ですと、消防署がコンビニ各店にAEDを設置しているんですけれども、設置方法を確認したところ、個別のそれぞれコンビニにお願いしたのと、本社にお願いしたりして、そういう設置が可能となったということもお聞きしました。

また商業観光課では、花火大会の募金、コンビニに協力して募金箱を置いているんですけれども、そこも各店舗に電話連絡をして、置けるか置けないか確認しているということをお聞きしましたので、まず各コンビニにどのような連絡方法で、広報設置を呼びかけるかというところも検討しながら考えていきたいと思っております。

○委員（佐々木豊治君） いずれにいたしましても、最近コンビニが物すごく増えましてね、特に人の出入りが激しいですね。私はずっと朝、1時間あまり見ているんですけれども。新聞を購入していらっしゃる方がすごく多いんですね。だからそれを並行して、「広報あびこ」も置いていただければ、大変市民の皆さんが、それを持ち帰りできるんじゃないかなと思っているんですけれども。それはもちろん一般新聞は有料ですから、これは広報の場合は無料で持って行ってもらうというふうになると、そのコンビニを経営している方にかなり何がしのお願いするしかないわけですから、その辺は大変だと思いますけれども、やっぱり人が出入りする場所というのは、大変私は大事なことじゃないかと思うんですね。

それと最近の広報、非常によくできているんです。はっきり言うと。他の市町村の広報を集めているんですけれども、我孫子の広報は本当に見やすくよくできております。大変感謝しております。ありがとうございます。

○委員長（木村得道君） ほかにありませんか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 0 8 分休憩

午後 4 時 1 1 分開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

最後に財政部に対する質問をお願いします。

○委員（佐々木豊治君） 大変恐縮でございますが、これも本会議でちょっとお聞きしたことなんですけれども、湖北地域のまちづくりという形で、御案内のとおり令和 9 年以降に湖北分署を消防署ですね、それから旧湖北台行政サービスセンター、それから市民センターと、3 施設を取り壊すわけですね。

そこで、あの面積、1, 650. 58 平米あるんですか。その土地の使用方法というか、将来計画、ざっとこの間聞いたんですけれども、これは基本的にはコンサル頼んで、民間主導型で聞きながらやっていくというような答弁には承ったんですけれども。しからば、少なからずまだちょうど消防署などは、もう来年の 10 月 30 日まで大体完成すると思うんですね。そうすると、計画次第なんですけれども、今現在ある施設を取り壊すのは、令和 9 年以降というのは私いかなものかなと思っておるんですけど、その辺はいかなものんでしょうか。まずそこから聞いていきたいと思います。

○資産管理課長（神戸明君） 今お話ありました湖北地区の消防署ですね、あそこの跡地ということで、今委員おっしゃられた令和 9 年頃に解体されてという目安というのが一つあるところなんですけど、一般質問でもお話しした今年度、具体的なスケジュールまだちょっと決まっていないんですけど、夏頃、そのあたり目安に一応サウンディング調査というもので民間の力も活用するような考え方で、どういった土地利用というものを考えていくというところで。その中で一般質問でもあった図書館のお話もありますし、そのあたりも含めて民間のほうに提案いただいて、どういった活用がいいのかということで、そのあたり進めていってとは思っているところなんですけど。

○委員（佐々木豊治君） 所管がちょっと触れるかと思いますね。

いずれにいたしましても、市長の答弁だと図書館の話を言っていたから話すんですけれども、西小学校と今言ったように消防署跡地のところに一応考えておるような話をされておりましたけれども、しからば、財政的には大変なんですけれども、西小学校の話を去年も出ているんですけどね。今既存で西小学校で子どもたちが二百何人ほど通学して、学校で施設として使っておりますね。だからそれをどうするかということもありますし、私の狙いとしては、今言った消防施設あるいは湖

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

北台市民センター、あるいは行政サービスセンターのところにということなんです、狙いとしてはね。当然、市のほうでもそういうような考えでおるとは思いますけれども、その辺考えると一体どう、というのはね、湖北地域の人たちはほとんど少なからず今言ったように1,650.58平米のところに、取り壊したら、あそこに造ってくれるんだろなという期待感を持っているんですよ。

ですから、少なからず、ここであの施設には民間の話を聞くのは結構なんですけれども、行政として我孫子市の土地なもんですから、少なからず図書館というのは、昭和58年から42年あまりずっと皆さんが、ざっくばらんに言うとお待ちしている場所なもんですから、できれば早くここで湖北地域の皆さんに、取り壊したらあの場所についてはその施設を造るんだという形でね、やっぱりここで決めておいたほうが私いいんじゃないかと思います、少なからず。いかがなものでしょうか。

○市長（星野順一郎君） 本会議の答弁でも申したように、今回の消防の施設を建設するときに、図書館もあの位置と一緒に複合施設として造ろうという提案をしたときに、説明をさせてもらったように、湖北台のエリアの人には西側の人と東側の人で非常に大きな意見の違いがあって、結果的にまとまらなかった。自治会連合会のほうにも投げかけをさせていただいたけど、自治会連合会としても、市長まとまらなと、無理だと、行政に任せるという形で、こちら側にボールが投げ返ってきたので、あの時の経緯を見ると、あの場所から遠くないようにというふうに私は理解をしていますので、それも含めて、今の消防の跡地と一番近い西小の敷地の一部、ここも検討として今投げかけをさせていただきながら、あの湖北のエリアの人たちはどちらを選択するのかというふうに私は今、投げかけを、去年のふれ懇のほうから投げかけをさせていただいているというふうに理解をしていただければというふうに思っています。

その中で、多くの方々がこの場所がいいよというふうに、まず場所のほう皆さんの意見としてある程度まとまってくれば、そこを前提に検討したいなというふうには思っています。

当然、西小学校のほうも、あそこにはマンホールトイレがもうできちゃっていますから、体育館は非常時の避難所になるという状況を踏まえると、あの体育館とマンホールトイレと一緒にになりながら、あそこに図書館があれば職員が常駐するという形で、これから先、湖北台地区の少子化が進む中で、学校の問題を含めながら考えると、西小の敷地というのは一つの候補地になるんだろうというふうに思っています。

繰り返しになりますけど、西小に決めたわけでもないし、今の湖北分署の跡地に決めたわけでもない。ただ、今の財政状況からすると、図書館を単体で造るというよりも、民間と一緒にやれるものがあるんであれば民間と一緒にやろうということであって、民間と一緒にあって、例えばワンフロアなりを図書館として整備ができればもっといいなというふうに思っているところでありますので、民間とということは、それは民間の施設と合築をしながら、一部に図書館が入るというふうに

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

イメージをしていただければありがたいというふうに思います。

○委員（佐々木豊治君） あそこ、私もね、大賛成なんです。でもね、市長、この間も話したとおり非常に経済情勢が厳しいし、例えばあの地域って、郵便局、銀行行っても全然人がいなくなっちゃった、はっきり言うと。じゃ、民間って誰が、例えば、これからの話なんですけれども、どういう形の方が、例えばの話よ、予測ですけれども、どういう方々が入るということを考えるんですよ、私は。それは非常に難しいですよ。

○市長（星野順一郎君） それはこれからサウンディングをやるだけなんで、あそこが全く民間が手を出さないとすると、それは図書館単独になるということは、実際には図書館単独かということ、そうではなくて、もしかすると行政サービスセンターが元に戻るかもしれない。

今あくまでもあそこは湖北台の行政サービスセンター、湖北の南北に2つあった行政サービスセンターが1か所にまとめることにはなりましたが、図書館と一緒に行政サービスセンターというのも、また同じように考えられる中身がありますので、その辺はこれから先、まず、行政単独を最優先で決めるのではなくて、民間にもサウンディングをしながら、手を挙げる民間があるかないかを調査をしないで先にやるということではないというふうに理解していただいて。民間がどこも手を挙げないとなれば、またそれは行政単独しかないんだろうなというふうに思っています。

ただ、湖北台の例えば銀行、郵便局にしても、今ネットバンキングが大分出てき始めると、私も開業したときからメインバンクは京葉銀行ですから、当時に比べると非常にお客さんは窓口にはいないけれども、若い人たち、今あまり窓口行かないでみんなネットバンキング使ってやっていますから、その普及からすると、窓口にお客さんがいるときは、大体融資関係の相談が結構多いなというのは認識していますし、通常のような窓口でのお客さんよりも、あそこにいる人はATMか融資の窓口のほうが多くて、通常の窓口での現金の出し入れのような人たちは、大分昔に比べると減っているなと認識はしていますけど、だからといってお客が減っているかということ、それではないんだろうというふうには認識しています。

○委員（佐々木豊治君） 市長ねタイムリミットなんですけれども、それでは民間にいろいろ話を聞いてやると、コンサル頼んでやるということで、何年以内にとということ、目標あるんでしょうかそれ。いや大事なことなんですよ、これ。

○市長（星野順一郎君） 今のところ目標の年度は定めていません。湖北の消防署自体が、御存じのように若草幼稚園の移転が少し遅れたのもあって、目標から約2年遅れましたから、その分遅れていますけれども。ただその後は順調に進んでいて、今回また、液状化する場所が一部見つかったということで、また、南側の敷地については少し当初よりは遅れますけれども、消防の本体等の完成までには南側敷地も完成するということで、大幅に遅れるという認識はしていません。

あとはあそこが出来上がり次第、湖北の今の分署から引っ越しをしますから、その引っ越しが全

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

て終われば、それで取壊しに入れる。

ただ財政的には、令和8年度中は、庁舎を建てて訓練棟を建ててというところからすると、早く取壊しができて、令和9年度だろうと。そうすると、通常でいけば令和9年度に取壊しをしながら民間業者にサウンディング調査を入れてという形が、通常のスピードかなというふうに思っていますけれども。それを踏まえながら様子を見ていきたいというふうに思っています。

ただ、これはあそこの今の湖北消防署の位置を決めるときにも、あの地域の人たちにお話をさせてもらったのは、なかなか決まらないのであれば、消防署はもう60年たってしまうから、湖北地区には必要な施設なんで、いつまでも決まらないのであれば分離をしていきますという話をきちんと説明させてもらって、分離をする限りは、1期工事をまず消防署の移転で、2期工事を図書館でという前提で、消防が引っ越しが終わってからということも併せて説明をして、了解済みだというふうに私は認識しておりますので、令和9年度以降に始まるのは、湖北地区の人たちは了解済みという認識の下で進めさせていただこうというふうに思っています。

○委員（佐々木豊治君） 湖北地区のほうから了解済みということになると私は思うんですけども、基本的に公共施設、市長御案内のとおり、今、諸物価が上がって、資材が上がって、例えば決まったときには倍以上かかりますよ、例えばの話。消防署だって今はさ、そんなことも予期もせず、これは特殊のことで財源も8,000万円ぐらい云々と費やしたんですけども、公共施設の場合は、本当に今ね、分からないんですよ、建設資材が上がっちゃって。だから私は早くやると覚悟したならば、早めに手を打って計画をしていくのが、私は、それこそ行政運営、そして財政運営上いいんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、これはいかがなものでしょうかね。

○財政課長（加藤靖男君） 今の足下の財政状況から見ますと、基金の状況とか、いろいろ総合的に見た中でも、まだ今後、湖北台以外にも終末処理場の問題ですとか、リサイクル施設の問題ですとか、学校の布佐の小中一貫校の問題ですとか、いろいろちょっと多額の財源を必要とするものが予定されておりますので、それらも勘案した中で年度間の調整というものは図っていきたいなというふうに思っております。

○委員（佐々木豊治君） それは重々分かっているんですよ。これは限りないんですよ。どんどん財政的にかかるものは。だから私先ほど申し上げたように、四十数年間、湖北地域の図書館、3館構想の中にないんだと。だから早くやりなさいということなんですよ。

市長がこの間言っていた、この間もお話したけれどもね、本当に、そういうことなんですよ。だからあなたたちの考えはもちろん分かりますよ。我孫子市は大変財政厳しいということは分かる。けども、市民があつて、市役所なんですから。市民のニーズを承りながらやっていくってのが、常套手段じゃないですか。

だから、これから終末処理場の問題、そんなことは当然かかりますよ、当たり前の話ですよ、そ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

れは。だからこの教育施設の問題しかり、あるいは先ほど行政サービスセンターまた来るんじゃないかということを考えたら、いつになるか分かんない話なんですよ、これは。私、地域の議員としてはね。当然、この間も12月議会ではふれあい懇談会のときにはテーマを絞ってやりなさいということを話したんですけど、当然この問題はテーマを絞って地域の皆さんに聞いてもらうということとは大事だと私は思いますよ。

必ず出ますよ、これは。市長、どうしたんだとなりますよ、これ。だから今のうちに、いつ頃までにやりますよとか、そういう約束はできると思いますよ。空手形ですけど。いや本当に。そうでないと市民のほうに納得しませんよ、はっきり申し上げますと。西小学校の場所を相談したって、西小学校なんて学校施設なんだから。現在、子どもたち利用しているわけですから。それをね、体育館の脇だどうだって、そんなのことは甘いです、それは。

確かに、今あそこ9丁目ですからね、今現在ある、あの浄水場跡地の図書館。位置も都合はいいんだけど。あるいは財政的にもね、もし西小学校の一部を貸してもらうならば、財政的にも非常に安価な湖北台図書館はできると思うんですよ。私の予測ですけどもね。

でもそんなことあちこち、こちら言ったらなかなかできませんよ、これは。市長、いろいろ優先順位ということをよく申し上げているんです。これ湖北台の3館構想の中で優先順位はトップですよ、これははっきり言うと。42年、昭和57年7月1日に造ったやつだから。そりゃあ、湖北台の人納得しませんよ、湖北地区の皆さんは。だから私は今失礼なこと言ったけれども、早めに計画してこうだということをおっしゃっていただきたいなと思ってお願いしたんですよ。答弁お願いします。

○委員長（木村得道君） これでまとめてください。星野市長。

○市長（星野順一郎君） 佐々木議員がおっしゃりたいことは、私も湖北の人間として重々理解しているところです。その中でも、やっぱり先ほども説明したように、私は5年間意見交換をさせてもらって、結局のところは湖北台の人たちが今の場所から離れなくていいという結論に至ったというふうに認識をしています。

そしてまた、その結果として、1期、2期と2期工事に分けながら2回に分けて、まず1期目の湖北の消防署がもう完成までには60年たってしまうから、まずこれを解決をして、そのときからも、御存じのように、高齢化が進んでいくと救急搬送はどんどん、どんどん伸びているものだから、湖北の消防署が移転したときには、消防隊をもう1隊さらに増隊をしますという前提で、まず安全・安心を最優先にして設置をさせていただいて、その後に図書館。

この図書館の中でも、今、当然、湖北の消防署の敷地は図書館用地としての最有力候補であり続けます。去年からふれあい懇談会の中で話したときに、西小の敷地も私のほうで提案させてもらったとき、佐々木議員も一緒にいたから御存じだと思いますけど、その後いろんな形で投げかけをし

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

て、湖北台の人からは東小の敷地はどうなんだという声も出るようになってきました。いろんな方がいろんな形で、これから提案をいただきながら、様々な意見を聞きながら、まずは敷地を一つに絞っていく必要があるんだろうというふうに思っています。

この意見交換は、御存じのようにふれあい懇談会は年に2回やっていますから。特に湖北台の地区に行くと、大体湖北台の人たちの意見として図書館の話は出ますので、去年の秋のふれ懇については、ほかのエリアでやっているふれ懇のところに湖北台地区の人たちが来られて、湖北でやったときにはちょっと日程が合わなかったんで、今日ここに来ましたという意見の中で、まずは建つまでの間の応急措置として、湖北台の近隣センターでこういうことができないだろうかという提案をいただいたもんですから、湖北台のまち協の皆さんにも御相談させていただいて、近隣センターの中で一部、図書館機能を子どもたちのためにという形で、一部活用を広げさせていただいているところです。

だから、早めに建設をしてほしいという意見は重々承知の上でありますけれども、これからふれ懇等も含めながら、意見を聞いていきたいなと。

特に湖北台の自治会連合会のほうは、毎年のように意見交換をする場を求められていますので、毎年意見交換をさせていただきながら、湖北台の11自治会、湖北台の北側の人はあんまり意見出てこないんですけども、そこはちょっとまた残念ではあるんですけども、あくまでも湖北地区図書館ですから、湖北の北口の人からも随分と意見をちょうだいしたいなというふうに思っていますけれども。いろんな形で意見をちょうだいしながら、まずは場所を決められるようにしていきたいなというふうには思っていますので、年度についてはまだ、場所を決められそうならいまで議論が進まないと、私として決断をする年度にはならないということは御理解をいただきたいというふうに思っています。

○委員（佐々木豊治君） 分かりました。実は市長知っているかどうか分かりませんが、湖北台近隣センターの中に、子供コーナーっていうのがあるんですよ。そこに図書を多少置きましょうと。3月からかな、4月からかな、とにかくそういう状況なんですよ。だからふれ懇ももちろんそうだけでも。

それからもう一つ話を聞いてね、自治会長さんというのは御案内のとおり長くて2年なんです。そうすると、会員の皆さんにそれを市長が話されたことを説明してちゃんと報告はされていないんですよ、どの町会も、残念だけれども。だから、市長は、そこで納得させたということをいつもね、消防署もそう。だからそれじゃまずいと私思うんですよ。はっきり申し上げると。

だから、その辺をねやっぱり大事にして、地域の皆さんの声を聞いてから、それは時間長くはかからないでしょうから。そういう形でね。

私、実は消防署の話は、言っちゃ悪いんですけども、市長は訓練場がないから、早く訓練できる

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

場所をつくりましょうというのが、私たちの市長が答弁し、我々に納得させたのは第1回目の発声なんです、市長。今60年になっているのは初めて聞いたの。当たり前なの、60年になっているのは分かっていますよ。だけでも今の消防署だって、一回もリフォームしてないんですよ、60年間。はっきり申し上げると。公共施設60年間もリフォームしないでね。悪くなるのは当たり前ですよ、それは。だからその辺はきちっと皆さん考えていかなきゃいけないと思いますよ。

少なからず、あれ外壁きれいにしたら、今でも10年もちますよ。ただ、今言ったように、訓練場はできません。それから救急搬送もだんだん今高齢化しまして高齢者が増えましたから、そりゃあできないか分かりませんが、しかし、その程度だったら、例えば訓練所ならば必要ない。本部行って、湖北地域の湖北署があそこで火曜日やると、あるいは布佐地域の人たちは水曜日にやる人海戦術やれば訓練は幾らでもできるんですよ、はっきり言うと。そう思いませんか、市長。これ市民から言われたんです、それは。

○委員長（木村得道君） 佐々木委員、そろそろまとめてください。

○委員（佐々木豊治君） 大事なことです。

○委員長（木村得道君） 大事なことは分かりますけど。

○委員（佐々木豊治君） ちょっとで終わりますから。

○市長（星野順一郎君） 訓練棟についても、ここまで議論が進んで、訓練棟の存在について議論し始めると、自治法からするとルール違反になりますから、もうそこに戻ることはやめたいというふうに思いますが、どのまちに行っても5階建ての訓練棟がある、我孫子にだけはああいう訓練棟がない。ただ単に高いところを使って訓練をしているだけであって、訓練施設と言えるようなレベルのものは一つもないというふうに私は認識をしています。

柏市に行っても、松戸市に行っても、この辺の10万人以上の都市にはしっかりと訓練棟があって、消防職員がそこで救助隊が訓練をして、最近我孫子の中でも救助隊の活動の回数が増えていくという状況の中においては、やっぱり訓練棟があって、我孫子の消防職員も救助隊の活動がしっかりと、どんな状況でも対応できるようにする必要があるというふうに思っています。

特に最近、我孫子でも高いマンションが大分増えるようになってくると、はしご車の出動回数とかも含めながら、救助、しっかりと対応する必要があるというふうに思っていますから、ここについては、訓練棟については設置をする必要があるというふうには認識をしていますし、またそれも議会のほうでも同意をさせていただいたんですから、その議論に戻ってしまうのはナンセンスだというふうに思っていますから。

今これから議論しなくちゃいけないのは、湖北消防署の移転がもう大体見えてきたので、その敷地をどうするかということが次の議論だし、湖北の図書館はどこに建設すべきかというのが、これからの議論になるんだろうと思っていますので、それについてはまた議会の中でも意見交換は十分

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

させていただきますし、あと湖北地区の皆さんとも意見交換をする必要があるというふうに思っていますので、佐々木委員のほうからも、湖北の人たちにも湖北の図書館はどこがいいんだろうかねという投げかけのほうも、ぜひふれ懇で市長に直接ぶつけてこいというようなアドバイスをいただければ、私のほうとしても、あそこがいい、ここがいいと、いろんな方々がいろんなふうにはばばらで意見を言われてしまうと、こちらのほうも整理をどうしていいかというのは迷いますので、ぜひ、まずはいろんな方々がいろんな話をしていきながら、将来的な湖北の図書館はどこにあるべきかねという意見が、少しずつ少しずつ集約されることを期待をしていきたいと思いますし、それがある程度早めに集約されるようであれば、私のほうとしても早めに結論が出せる下地として出来上がってきますので、ぜひ、佐々木委員のほうからも湖北台の人たちもそういう話題を少し振っていただけるとありがたいなというふうに思います。

○委員（佐々木豊治君） いずれにしても市長ね、私が説得するのじゃなくて、市民の声を聞いて私は議会で質問しているんですからね。誤解しないでください。私個人で、こうだ、やれやれとか言っていないから。だから、地域の皆さんの声を聞いたものを私は議会で質問しているわけですから、その辺は間違わないでください。

いずれにしても最後に、できるだけ早く、例えば、1, 650.58平米の場所に複合的に云々ということを書いていましたから、支署を造るか分かりませんが、少なからず図書館という形は私は第一優先だろうなと思って、地域の皆さんそう思っていますから。だからできるだけ早く市長、御回答を出して、市民の皆さん納得するようにひとつ提供していただきたいと思います。

当然、市民ふれあい懇談会にも、テーマとしてこの間の12月に私行ったんですけど、そうすれば大勢の方が来て、不特定多数の方が、個人じゃなくていっぱい来て、話を聞いて納得してくれると思いますので、その辺ひとつよろしく願いしたいと思います。お願い申し上げます。

○市長（星野順一郎君） せっかく年2回のふれあい懇談会ですから、春秋2回やっているわけですから、多くの人たちの意見を聞きながら、なるべく早めに、まず場所を決めていきたいと。

いろんな方がいろんな意見を言ってきているので、まず場所が決まらなないと、その先進みませんよと。この場所にはこういうメリット、デメリット、そういうのも含めながらお話をさせてもらっているんで、またいろんな形でそれぞれ自治会の中でも、意見交換をしていただいて、次のふれあい懇談会の中でも私のほうに、ある程度まとまった意見として伝えてくれるのを期待していますというような形は伝えていきますので、その旨、踏まえておいていただいて、議論が深まることを私としても期待をしていきたいというふうに思っています。

○委員（西川佳克君） 施政方針演説の中に、あるいは一般質問の中にも、新年度からふるさと納税の取組について、財政部から企画総務部に移管するということで、まず現状の部の財政部について、お米をこれから出して力を入れていきたいというふうなお話がありました。また、検索サイト

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

のポータルサイトでも強化していくと。

具体的にどのようにしていくかというのをもう少し聞かせていただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○財政課長補佐（杉森敬規君） 今年度につきましては、お米の収穫も済んでしまっていますので、なかなか新たに供給をしてくださいと言っても事業者さんのほうで対応は難しいと思います。ですので、実際、2事業者さんからお米は提供していただいていたんですが、1事業者さんのほうでは、供給を需要が上回ってしまって中止の状態になってしまっていますので、そのあたりは調整をしながら安定的に提供ができるようにしていきたいと思っています。

○委員（西川佳克君） 最後に、実際にこれから田植が始まって、稲刈りが始まって、お米ができて、それがルートに乗っていくという形で、実際に農家さんと契約する規模、お米の量とか値段とか、そういうところまで計画は立てているのでしょうか。それともまだまだこれから話ということで理解していいのでしょうか。

○財政課長補佐（杉森敬規君） 来年度のお話についてはまだ事業者さんとはしておりません。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

では、次の質問ですが、まず総務企画常任委員会で継続審査となった陳情第2号、政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を求める陳情、これが行われまして、委員会のほうでは、不採択と採決で否決されました。これの確認をさせていただきたいと思います。

担当は資産管理課のほうになりますので、2月7日のときに勉強会を開催させていただきまして、その中で、庁舎内勧誘は原則禁止を確認、それから庁舎内の勧誘行為に関する許可申請手続の現状、政党機関誌に関する職員アンケートや市民団体からの要望を踏まえて、変更徹底を行うということの確認を行いました。これに関して、まず、このとおりでよろしいでしょうか。

○資産管理課長（神戸明君） 今、おおむね、ただ禁止かという禁止まではしていないというところはあるかとは思いますが。

○委員（西川佳克君） 禁止はしていないけれども、次に言いますけど、申請が必要だということで、今後政党機関紙の庁舎内勧誘を行う場合は、庁舎内利用申請を提出すると。要は管理者にですね。その許可を受けた上で、平日のお昼休みとかの時間のみの許可となって、またその本人の職員の購読に関しては、希望する購読期間を確認した上で契約を取り交わしていくんだと、この前提が大事だということで、このことで確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○資産管理課長（神戸明君） 今おっしゃられたとおり、現状としては庁舎規則に基づいた申請許可という手続は行っていないので、そこはこれからお話ししてその手続、ルールにのっとってお願いしますという形になりますし、あとその中での条件として、今ちょっと言われましたけど、基本的にはお昼時間だけでお願いしますよとか、執務室に入ったりというところについては、周りの

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

方の職員の近くの方に許可取ったりとか、その辺個人情報もありますんで配慮いただいと、お話しさせていただきたいかなとは思っております。

○委員（西川佳克君） 分かりました。

確認ですけれども、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（木村得道君） 今の件で、昨年、アンケート調査を市のほうで取っていただいた結果を、市議会のほうにも公表していただいていますので、当然その結果について、それぞれの市議の皆さんがこういった実態を分かったということは大きなことなので。当然こういったことがあった上で、今後、機関紙の啓蒙についてもやっぱり一定のルール、ちゃんとした申請をして、その上で、お昼休みの時間帯に、購読をしたいという方もいらっしゃるいけないので、そういった方々がちゃんと購読ができるように、しっかり市のほうでも対応しているということで、今回の陳情の委員会としての結論になったということを申し添えさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 4 8 分 休憩

午後 4 時 5 0 分 開議

○委員長（木村得道君） 再開いたします。

お諮りいたします。閉会中の調査事項につきましては、総務企画行政について行政視察を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村得道君） 御異議ないものと認めます。

よってそのように決定されました。

視察先等につきましては、委員長、副委員長に一任願います。

以上で本委員会を散会いたします。

午後 4 時 5 1 分散会